

## 『1649年会議法典』翻訳と注釈(2)

中沢 敦夫、吉田 俊則

(『富山大学人文学部紀要』第43号掲載の(1)から続く)

### 第10章 裁判について<sup>1</sup>

第1条 君主にしてツァーリ、全ルーシの大公アレクセイ・ミハイロヴィチの裁判は、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、書記官、あらゆる官署役人、裁判官<sup>2</sup>によって行われる<sup>3</sup>。高い官位の者から低い官位の者に至るまで、モスクワ国家のすべての人々に対してすべての裁判が正義にしたがって行われる。またモスクワ国家にやって来る外国人やあらゆる来訪者たちに対しても同様の裁判が行われ、その執行は君主の命令にしたがい、正義にしたがってなされる。裁判の審理にあたっては、友誼や敵意といった私的な思惑によっていかなるものも加えるべきではなく、またいかなるものをも差し引くべきではない。友人だからといって助けるべきではなく、また敵だからといって復讐すべきではない。誰に対しても、いかなる点においても、またいかなる理由によってもえこひいきしてはならない。権勢ある者に臆せず、あらゆる君主の裁判案件を決し<sup>4</sup>、不法な侵害<sup>5</sup>を受けた者を不正な者の手から救い出さなければならない。

1 『1649年会議法典』(以下『会議法典』と略記)第10章は全部で287条からなり、『会議法典』の中ではもっとも比重の重い章と言える。本稿では前半にあたる第1～150条を訳出し、連載(3)で残りの第151～287条を掲載する予定である。

2 ここで「裁判官」と訳した *судья* は近代の司法制度におけるような独立した専門的官職ではなく、「裁判をする権能を有する者」といった一種の役割を指している。17世紀中頃には、官署(*приказы*)の長のことを *судья* (裁判官)と呼んでいるが、これは、各官署の長がそれぞれ管轄する事件や人物について裁判を行っていたことによる。また重要で大きな官署には複数の *судья* (裁判官)が存在することもあり、貴族、宮廷官などがこの職をつとめていた。小さな官署ではドゥーマ士族、ドゥーマ書記官などがつとめていた。さらに、次の注にあるように、貴族会議(*Боярская дума*)は実質的な「上級審」の役割を果たしており、ドゥーマ身分の高官たちは、重大な案件について「裁判官」として裁いていた。

3 司法の独立のない『会議法典』の時代には、ツァーリや貴族会議が国家的に重要な事件を直接に裁いており、また通常の事件の裁判は中央の諸官署や地方の総督など行政機関が担当していた。どのような事件をどの官署や総督が裁くかについては、事件の性格、原告・被告の身分、事件の起こった場所によって複雑に管轄が分かれていた(第10章20条の注参照)。なお、冒頭からここまでの文言は、『1550年法典』の第1条の冒頭の句に対応しているが、「ドゥーマ会議官」「あらゆる官署役人、裁判官」は『会議法典』で新たに加えられた文言である。

4 「君主の裁判案件を決する」(*государевы дела делати*)とは、第1条冒頭に述べられている、裁判は君主の権限であるが、実際にこれを担当するのは貴族会議の高官や官署の「裁判官」、地方の総督などであるという考えにもとづくもの。第2条、24条、150条にも同様の表現がある。

5 「不法な侵害を受けた者」の原語は *обидящий* で、これは名詞 *обида*、動詞 *обидети* から派生した語。*обида* は、ロシア最古の法典「ルーシ法典」(*Русская Правда*)にも頻繁に登場する古くからの法律用語で、侮辱行為、傷害行為、窃盗をはじめとする民事上の財産侵害行為など、広い意味での不法行為を指している。中世ロシアの法令は、この *обида* を補償する手続きという性格を伝統的に持っている。本稿では、文脈によって *обида* に「不法な侵害」「損害」「侮辱」などの訳語をあてている。

第2条 官署においてなんらかの理由で結審することができない係争案件は、もろもろの官署から、ツアーリにして全ルーシの大公であるアレクセイ・ミハイロヴィチ陛下に、また君主の貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官のもとに報告される。貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官は広間<sup>6</sup>に着席し、全員うち揃って君主の命令にしたがってあらゆる君主の裁判案件を決すること<sup>7</sup>。

第3条<sup>8</sup> もし、裁判官が原告にとって敵であり、被告にとっては友人あるいは身内であり、それゆえに、自分の訴訟がその裁判官に裁かれるべきではないとの訴状を、原告が裁判の前に、君主に宛てて提出した場合。また同様に、裁判官は原告の友人あるいは身内であるので、その裁判官の前では自分は答弁をすることはできないとの訴状を、被告が裁判の前に提出した場合。そのような訴状が提出された当該の裁判官は、その原告もしくは被告を裁いてはならない。裁判は、君主が指名する他の裁判官が行うこと<sup>9</sup>。

第4条 裁判が終わってから、原告もしくは被告が、裁判官に対して、身内びいきあるいは敵意によって〔裁いている〕との訴状を提出した場合。その訴状を信用してはならず、案件〔の審理〕をある官署から別の官署へ移してはならない。これは、それによって原告もしくは被告が、不要な遅滞を引き起こすことのないようにするためである<sup>10</sup>。

第5条 もし、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、書記官、それ以外の裁判官が、原告もしくは被告から賄賂を受け取り、あるいは友誼または敵意によって、無実の人を罪ありとしたり、罪のある人を無罪とし、取り調べた上でそれが確かに立証された場合。そのような裁判官からは、

---

6 広間 (полага) とは、当時、貴族会議が通常行われていたテレム宮殿 (ヴェルフ宮 (Верх)) 4階の「前広間」 (Передняя палата) を指していると思われるが、宮殿内の他の広間で会議が行われることもあった。17世紀の貴族会議が発した文書には「広間で決裁された」という文言が見られ、貴族会議の参加者のことを「大広間の人」 (палагные) と呼ぶこともあった。

7 これが、史料の中では「ドゥーマ会議」 (Дума)、研究文献の中では「貴族会議」 (Боярская дума) と称される、君主と高官たちの協議の場である。コトシーヒンも著作の第7章42条で裁判官が「何らかの理由で結審が不可能な場合」「自ら判断が下せない場合」には「貴族やドゥーマ会議官やツアーリ自身の判断を仰ぐことになっている」として、貴族会議が実質的な上級審になっていることを指摘している。これに委ねられる案件がどのようなものかは明示されていないが、第10章7条にある裁判官自身の不正の裁判、第10章10条の裁判官の誤審、第2章で触れられている国事犯や外交にかかわる裁判などはそれに該当したと考えられる。

8 第3～26条は、裁判の執行者である、裁判官、書記官、書記官補の仕事をめぐる係争について規定している。手続きに関する訴訟法的な規定もあるが、執行者側の汚職や原告・被告の不正に対する罰則など、実体法的な規定も多い。

9 コトシーヒンの著作の第7章39節にも裁判官忌避に関する同様の指摘があり、忌避した被告は「別の官署の別の裁判官の手で裁くよう命ぜられる」とされている。

10 結審した後では、たとえ理由があっても裁判官の忌避が出来ないことについては、やはりコトシーヒンの著作の第7章39節に指摘がある。ただしその理由について、コトシーヒンは「裁判官が自分と利害対立の関係にあることを知りながら裁判の前にその旨の嘆願をしなかったので、自分の意志で裁判を受けたと見なされる」と、こことは異なった理由を述べている。

原告が起こした訴訟請求額の3倍を徴収して<sup>11</sup>、それを原告に与えること<sup>12</sup>。さらに、裁判手数料<sup>13</sup>、再審料<sup>14</sup>、再調査手数料<sup>15</sup>など君主のための〔手数料〕を、そのような裁判官から徴収すること。〔そのような裁判を行った〕貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官は、その罪のゆえに身分を剥奪される。もし、ドゥーマ会議に属さない裁判官<sup>16</sup>がそのような不正を働いた場合には、市場の刑<sup>17</sup>に処し、それ以降かれらには裁判を担当させない<sup>18</sup>。

第6条 地方都市の総督、書記官、様々な官署役人たちに対しても、そのような不正をなした場合には、同様の命令が発せられる<sup>19</sup>。

第7条 誰かが裁判官を訴える訴状を提出し、そこで、裁判官は賄賂ゆえに自分を事実を抛らず不当に罪としたのであり、この不正な一件で裁判官の兄弟、息子、甥、家僕<sup>20</sup>などが裁判官のために賄賂を受け取った、と告発した場合<sup>21</sup>。その裁判審理の内容を貴族たちの聴聞に達せ

---

11 収賄した裁判官から一種の罰金として訴訟請求額を徴収することは『1550年法典』の第3条にも見えるが、そこでは、請求額の同額であるのに対して、『会議法典』では請求額の3倍と額が増えていることが注目される。

12 裁判官から徴収された訴訟請求額3倍相当の「罰金」の行方は『1550年法典』でははっきりと記されていないが、『会議法典』では原告に引き渡すことと、明文化されている。

13 裁判手数料(пошлина)とは、裁判審理を行い判決を出したときに裁判当事者(通常は敗訴した側)から徴収する一種の税金のこと。『会議法典』では多くの場合「君主のための(государева)」という形容語がついているが、これは、第18章で規定されている印章手数料(печатная пошлина)などと区別すると同時に、この手数料がツァーリの国庫に納められるべきものであることを明示している。この手数料については、第10章ではこの第5条だけでなく、第13, 19, 113, 116条にも言及があり、さらに第121～131条は当事者の職種による裁判手数料の額が詳細に規定されている。立法者が、裁判手数料をいかに確実に徴収するかに、大きな関心を払っていたことが分かる。

14 再審料(пересуд)とは、結審した裁判案件が再審されたときに徴収され、裁判官が受け取る手数料のこと。第10章124条に徴収額が示されている。

15 再調査手数料(правой десяток)は上の再審料とつねに並べて示される手数料で、廷吏のための一種の給与金であった。『1550年法典』にもこの手数料についての言及があり、「訴訟当事者の一方の訴えにより、裁判官の許可にもついで案件が再審された場合に、下級廷吏 подвойский が得た手数料」(栗生沢・宮野訳『1550年法典』注釈135頁)と位置づけられていた。『会議法典』もこのような性格を引き継いでいる。やはり、第10章124条に徴収額が示されている。

16 貴族会議(ドゥーマ会議)に出席できる「ドゥーマ身分」の者とそれより低い身分のもので刑罰が異なり、前者「ドゥーマ身分」の剥奪が罰になる。「ドゥーマ会議に属さない裁判官」とは、ドゥーマ会議書記官を除く書記官たちを指している。

17 「市場の刑」については連載(1)の第1章3条に対する注42を参照

18 コトシーヒンは諸官署における裁判官の収賄について述べる中で、かれらへの処罰について「誰か裁判官が賄賂を受け取り、その賄賂にもついで判決を下してそれが露顕した場合、そうした裁判官に対する処罰については『会議法典』の中に詳しく記されている」(第7章38節)としているが、本章第5条から第10条にわたる条項がそれに相当する。ただし、コトシーヒンはいかに裁判官たちが『会議法典』を遵守せずに、ほしいままに賄賂をとっているかを、詳しく述べている。

19 前の第5条がモスクワの中央官庁における不正裁判についての規定だったのに対して、この第6条ではモスクワ以外の地方都市における不正裁判について規定している。

20 ここで家僕(человек; люди)と訳されているのは、貴族などに法的に従属しているホローブ(холоп)のことを指している。以下も同じ。

21 コトシーヒンは、「ただ自分の手で〔賄賂を〕直接受け取るのではなく、妻や娘あるいは息子や兄弟や家僕を通じて密かに裏口から受け取り、自分自身は賄賂は受け取りもしないし、そのことを知りもしなかったふりをするのである」(第7章38節)と家族を迂回した収賄が広く行われていたことを指摘している。

しめ、裁判の内容に応じた判決が〔貴族たちによって〕下される。そのとき、訴え出た者と賄賂を受け取ったとされる者とを対審させて、賄賂について尋問し、あらゆる手段で厳しく取り調べを行うこと。その内容は、訴状の中で賄賂を受け取ったとされた者が、実際に賄賂を受け取ったのかどうかであり、受け取った場合には、それが裁判官の指示によるものかどうかである。そして、裁判官の指示によって賄賂を受け取ったこと、賄賂によって裁判の審理が不法に行われたことが、取り調べた上で確かに立証されたならば、裁判官に対しては、上の条項に記されたとおりの〔処罰の〕命令が発せられる。

第8条 裁判官が知らないところで賄賂を受け取られたことが、取り調べの結果明らかになった場合には、裁判官のためと称して賄賂を受け取った者を処罰すること。すなわち、その者を鞭で容赦なく打ったうえで、受け取った賄賂の3倍をその者から徴収し、君主の国庫に納める。その上で、君主の命令が発せられるまでその者を投獄すること。

第9条 もし、裁判官を訴える訴状を出した者が、根拠もなくそのような一件をでっちあげ、実際には、かれが罪とされたのは賄賂のためではなく、審理の結果であった場合。そのような者は、その虚偽の訴状ゆえに、鞭で容赦なく打たれる。さらに、誣告を受けた者のために、3倍の名誉毀損料をかれから取り立てる<sup>22</sup>。その上で、君主の命令が発せられるまでその者を投獄すること。

第10条 もし、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、書記官、あるいは誰か他の裁判官が誤審を行い、〔正しい〕裁きによらず人を罪としたが、それは故意で行ったわけではなく、取り調べたところ、その者の誤審が故意でないことが確かに立証された場合。その者には君主が命ずる処分を行い、その裁判はすべての貴族によって結審させること。もし、なんらかの理由ですべての貴族によっても結審させることができない場合には、その件は最初から審理を行うこと。

第11条 裁判の案件は、諸官署において書記官補の手で記録すること<sup>23</sup>。記録を黒く塗りつぶしたり、行間に加筆したり、削り取ったりしてはならない。裁判〔での取り調べ〕が終わったときには、原告と被告はその記録に署名をすること<sup>24</sup>。読み書きのできない者については、か

22 『会議法典』で「取り立て」(доправити)と言うときには、罪とされた者が名誉毀損料、手数料、罰金などを支払わない場合には、公開の笞刑や財産の没収をしてでも強制的に支払わせる一種の刑罰の意味合いを持っている。第10章122条には、強制的に手数料を取り立てるために、モスクワから週番廷吏が派遣される手続きが規定されている。

23 書記官補(подьячий)は中央・地方の各官署に配属されていたが、その数は官署の書類を扱う量によって異なっていた。多いところでは、1675年に知行地官署446人、大蔵官署211人、軍務官署125人を擁していた。17世紀末にはモスクワの中央諸官署だけで約二千人の書記官補がいたという。

24 当時の裁判案件(судное дело)は、「取り調べ」(сыск)と「裁判官による結審」(суд)の二つのプロセスに分かれており、取り調べで記録された一件書類は、書記官補が清書をして結審のために裁判官に引き渡されなければならなかった。この過程は往々にしてスムーズにつながらず、これが裁判を長引かせる一因ともなった(『会議法典』第10章22条参照)。

これらの代理として、かれらの信任を受けた者が署名をすること。その記録をもとに書記官補が清書した裁判の一件書類を作成し、書記官は一件書類を先の記録と照合したうえで、〔書類に〕確認の署名をすること。書記官補は、今後紛争が起こったときのために、原告と被告の署名のある先の記録を、自らの手元に残しておくこと。裁判が結審したときには、原告と被告の署名のある先の記録は、今後紛争が起こったときのために、一件書類の末尾に糊付け〔して保存〕すること。

第12条 もし書記官が、賄賂や友誼のゆえに誰かをえこひいきしようとしたり、敵対する誰かに報復しようとして、実際の裁判とは異なり、原告と被告の署名のある先の記録の内容とも異なる一件書類を書くよう、書記官補に命じたとする。そして、その書記官の指示にしたがって、書記官補は不正な一件書類を作成したが、取り調べによって、そのことが確かに立証された場合。書記官はこれに対して、市場の刑により鞭打ちに処されたうえで、その職を解かれる。書記官補は、片手切断の刑に処される<sup>25</sup>。また、原告と被告が裁判で陳述したとおりの内容の一件書類を作成し、裁判によって案件をしかるべく結審させること。

第13条 もし誰かが、書記官補を告発する訴状を提出し、その中で、書記官補は裁判において原告もしくは被告をえこひいきしたこと、あるいは、原告もしくは被告に、裁判の一件書類を見せていることを申し立てた場合。当該の裁判審理をその書記官補から取り上げ、別の書記官補に委ねること。

ところが、その後になっても、書記官のえこひいきによって、その裁判審理が、取り上げられたはずの書記官補の手元に依然としてあることが判明した場合。あるいは、書記官のえこひいき、もしくは原告か被告のどちらかの作為によって、裁判の記録が不正な手段で官署から持ち出されたり、記録が城外や書記官補の屋敷に持ち込まれ、これを取り調べたところ、審理の書類が官署から持ち出されたのは、書記官の命令によることが確かに立証された場合。このような書記官のえこひいきに対して、原告が起こした訴訟請求額と君主に納める手数料は、書記官から取り立てること<sup>26</sup>。さらに、当該の書記官と書記官補を処罰すること。すなわちかれらを鞭打ちに処したのちに、その任務から解き、今後かれらをいかなる任務にもつかせてはならない。

第14条 誰かが訴状を提出して、誰かに対して事実には拠らない訴訟を起こし、貴族、宮廷官、

---

25 片手切断の刑は、『会議法典』第3章4～5、9条、第7章29条にも規定があり、宣誓破りに対する舌切りの刑（第14章10条）と同様に、犯罪に使った身体器官を毀損するという点で共通しており、当時の刑罰思想を反映している。なお、第10章106条にも書記官補に対する同様の刑罰が規定されている。

26 『1550年法典』第4章に同様の書記官の不正に対する罰則が規定されているが、そこでは、「訴訟請求額の半分」を書記官から取り立てることになっており、『会議法典』の処罰のほうがかなり重くなっていることがわかる。

書記官、および他の裁判官たちはその訴訟を取り上げなかったとする。すると、その訴訟人はその件について君主に訴え出て、貴族、あるいは宮廷官、あるいは書記官、あるいは書記官補は嘘をついているとして君主に告発したとする。ところが、取り調べの結果、嘘をついていたのは訴訟人であることが確かに立証された場合。貴族、宮廷官、書記官、総督、裁判官に対する名誉毀損ゆえに、また虚偽の訴訟ゆえに、当該の訴訟人を鞭打ちに処すこと。書記官補に対する名誉毀損については、〔訴訟人を〕を笞刑に処すこと<sup>27</sup>。

第15条 もし裁判官が自分の利益のために、裁判の審理を行おうとせず、そのことについて誰かが裁判官を告発したとする<sup>28</sup>。そして、取り調べの結果、実際に裁判官が自分の利益のために審理を行おうとしなかったこと、また告発者はそのため〔裁判を〕遅滞させられ、損失をこうむったことが確かに立証された場合。そのような裁判官に対しては、その罪ゆえに君主が命じる処罰を加えること。また、裁判審理において、原告と被告の双方にとって遅滞も損失も起こらないように、審理をすみやかに行なわせるよう裁判官に命ずること。

第16条 同様にまた、書記官もしくは書記官補である者が、賄賂を受け取って、裁判審理にすみやかに着手せず、そのことによって、訴訟人が審理を行うために長い間無駄足を踏まされた場合。そして、そのことについて、訴訟人がその書記官もしくは書記官補を告発し、取り調べの結果、書記官もしくは書記官補が、すみやかな審理が可能だったにもかかわらず、賄賂ゆえに審理を引き延ばしたことが確かに立証された場合。それに対して、訴訟人は、取り調べにもとづき、書記官もしくは書記官補から、審理が始まった日から告発を行った日までの期間、一日あたり2グリヴナ<sup>29</sup>を、〔原告の〕滞在費<sup>30</sup>として取り立てる。また、そのことに対して処罰がなされる。すなわち書記官に対しては笞刑に処し、書記官補に対しては鞭打ちに処すこと。

第17条 訴訟人みずからが裁判審理に出頭しなかったにもかかわらず、書記官もしくは書記官補に対して、あたかもかれらが審理を引き延ばしたかのような偽りの告発を行った場合。そ

---

27 『会議法典』原写本の余白の注記に「古い法典より」(Из старого Судебника)とあるように、本条は『1550年法典』第6条に対応し、これをより敷衍している。

28 第15～17条は裁判の遅滞・引き延ばし(волокига)にかかわる規定。裁判官等による裁判引き延ばしは当時の裁判の悪弊で、賄賂強要やえこひいきの手段として用いられていた。

29 1グリヴナは10分の1ループリに相当し、20デニガにあたる。それゆえ、2グリヴナは40デニガに相当する。

30 滞在費(проесь)とは文字通りは「食費」のことがだが、意図的な裁判引き延ばしの被害者に対する一種の賠償金を指している。地方在住者の訴訟人(原告)は裁判のためにモスクワに長期間滞在しなければならず、裁判延滞によって発生する余計な滞在費(食費)は大きな負担であったため、その被害を補償する措置でもあった。

なお、『会議法典』の他の条項(第10章18, 113～114条, 第15章5条)では罪とされた者が払うべき「滞在費」は1日あたり1グリヴナとなっており、本条だけその2倍額が徴収されているのは、裁判当局者自身の汚職に対する罰金の意味合いがあると考えられる。

して取り調べの結果、実際には訴訟人が偽りの告発を行ったことが確かに立証された場合。書記官もしくは書記官補に対してはこれを罪としない。他方、訴訟人に対しては、その偽りの告発に対して、前条の書記官もしくは書記官補に対する場合と同様の処罰がなされる。

第18条 もし誰かが誰かに対して、誣告によって請求訴訟を行い、裁判における取り調べの結果、実際にこれは誣告であり、相手に対して理由もなく請求訴訟を起こしたことが確かに立証された場合。そのような訴訟による理由のない請求に対しては、裁判が始まった日から裁判が結審した日までの期間、一日あたり1グリヴナを滞在費として、罪とされた者から取り立てること。それは、このような罪人やそれに類する者たちが、将来において、誣告によって理由もなく人に損失を与えることがないようにするためである。

第19条 そしてまた、もし誰かが誰かに対して、請求額を水増しした訴訟を起こし、裁判および取り調べによって、被告に対しては、訴訟人が訴えた額よりも低い額を取り立てるべきことが明らかになった場合。被告に対しては、実際にかれが責任を負うべき額だけを支払うよう命ずるべきであり、訴訟人が訴状に書き込んだ本来の請求額を超える水増し分については、支払いを免ずるべきである。一方、訴訟人からは、書き込んだ水増し額の3倍の金額を取り立てること。すべからず正直に請求すべきであり、水増し請求をすべきではない。

第20条 誰かが自分の裁判案件あるいは別のなんらかの案件<sup>31</sup>について、君主に対して請願を行う場合について。

訴訟人はまず、自分の一件についての訴状を、関係する官署において、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、あるいは官署を管轄する官署役人に宛てて提出しなければならない<sup>32</sup>。ところが、その者が官署において裁判を受けることができなかつたり、その者の訴状に対する決定〔判決〕が出されなかつたような場合には、その者はその一件について君主に宛てた請願書をしたため、その請願書を提出することができる。その場合、その一件に関しては以前に官署に訴状を提出したが、官署では決定〔判決〕が出されなかつた旨を、おのれの請願書の中で詳しく記すこと。どのような件であれ、官署に訴状を提出せずして、君主宛ての請願書を誰に対しても提出してはならない。

31 ここで、「裁判案件」と「別のなんらかの案件」が併記されているのは、前者が裁判への提訴をとまなう案件（民事・刑事の事件など）、後者が取り調べを要請する案件（土地や農民やホローブの所有に関する件など）を想定してことによる。

32 裁判の管轄官署の分担は複雑であったが、大きく三つの要因によって決められていた。第一は、訴訟人の居住地で、地方都市や郡は管轄する総督及び地方官署の裁判を受けた。第二の要因は訴訟人の身分や所属で、教会・修道院の司祭・修道士やその土地の農民は修道院官署で、銃兵や銃兵官署、カザークはカザーク官署で裁かれた。第三は案件の性格によるもので、債権債務に関わるものは裁判官署で、知行地・相続地やそこにおける農民に関わるものは、知行地官署、家僕（ホローブ）に関するものはホローブ官署で裁判がなされた。このうち、第二の身分による要因が優先されていた。

もし、誰かが何かの件について、官署に訴状を提出することなく、君主に宛てた請願をしたため、その請願書を提出した場合には、そのような請願者に対して刑罰が課される。すなわち笞刑に処される。その者の身分が高い場合には<sup>33</sup>、一週間のあいだ牢獄に投ずること。これは、これを見て他の者がこのような真似をしないようにするためである。

第21条 誰かが、裁判が結審した後に、その裁判案件に関する署名入りまたは無署名の請願書を持参し、その請願書の中には裁判で審理されたことに付け足すような事柄が書かれており、かつそれは正当であると思われるが、裁判ではそのような事柄について触れられていなかった場合。裁判案件に関する署名入りまたは無署名の請願書は受け付けてはならない。案件の審理は裁判で判決に記されたことをもって結審とすること。

第22条 裁判官は、裁判が結審した後には、裁判の一件に関して、誰かに対する友誼や敵意にもとづいて、私的な裁量によって、原告と被告が裁判で語った以外のことを付け足したり、差し引いたりしてはならない。また、〔裁判官は〕裁判が結審した後に、原告や被告から書面による証拠の申し立てやその他の書類を受け付けてはならない。受け付けることができるのは、すでに裁判に提出されたものか、裁判における書面または口頭による証拠申し立ての中で、その存在が明らかにされた証拠書類だけである<sup>34</sup>。

裁判における書面または口頭による証拠申し立ての中で、原告もしくは被告が証拠書類が存在することを明らかにしたが、そのときは裁判には提出されない場合には、裁判においてその証拠書類が現在どこにあるかを審問すること。もしその証拠書類がモスクワにあるとの答えがあったときには、原告もしくは被告をして、これを速やかに提出せしめること。もし、他の都市にあるという答えがあったときには、君主の命令にしたがい、距離に応じた提出猶予期限をもうけること。

また、書記官補に命じて、原告および被告の申し立てたことを記録させ、速やかな結審のために、記録を机に置かせること<sup>35</sup>。その後にはいかなる裁判案件であれ〔結審を〕長引かせてはならない。

裁判案件のうち、原告・被告側の証人が同一であるもの<sup>36</sup>や十字架接吻の宣誓<sup>37</sup>によって結

---

33 どのような身分の者から刑罰が変わる（軽減される）のか明示されていないが、このような罪人の身分による刑罰の差別化は『会議法典』に一貫した原則である。

34 以下、書面による証拠書類 (крепости) 提出の重要さと、すみやかな結審のための裁判への提出手続きが述べられている。

35 机に置く (положить на стол) とは、第10章11条にもあるように、裁判を結審のプロセスにまわすために、取り調べを記録した一件書類を清書して完成させることを意味している。

36 原告・被告側の証人が同一である (общие ближние ссылки) 場合には、双方からの主張の食い違いがないので、すみやかな結審が可能であることを示している。

37 十字架接吻の宣誓 (крестное целование) は第7章30条にあるように、決定的な証拠がない場合に用いられる裁判方法で、教会の中で十字架に接吻して宣誓すれば、その者の証言を正しいとするもの。やはりすみやかな結審が可能な方法のひとつだった。



審させることができるものについては、その一件は遅滞なく結審させること。

他の地方都市に人を遣って取り調べを行わなければならない一件については、遅らせることなく君主の文書を当該の総督や官署役人に宛てて送り、地方都市で取り調べを行うように命じ、その取り調べの報告を地方都市から速やかに送付させること。取り調べの報告が地方都市から送られてきたら、裁判を結審させるために、その報告から抜き書きをした摘要を作成させ、その報告にしたがって裁判を速やかに結審させること。これは、誰であれ裁判がいたずらに長引いたり、裁判で損失を受けることがないようにするためである。

第23条 ある官署に、君主の命令にしたがって、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官のいずれかと、三、四人の補佐官が置かれているとする。そして、〔貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官の〕うちの一人あるいは二人が、自分の病気、その他のよんどころない家庭の用事のために、官署に出勤せず、あるいはモスクワを離れて出張しているとする。もし、そのような時に、誰かが訴状を出して誰かを裁判に訴えた場合には、原告と被告に対して裁判を行うのは、モスクワの官署にいる補佐官たちである。

裁判と取り調べによって当該の案件を結審させるときには、裁判官が全員であること<sup>38</sup>。ただし、裁判を結審させるときに、病気や他のよんどころない用事のために〔裁判官が〕官署にいない場合には、官署にいる補佐官がその裁判を結審させ、判決には自分の名前を書き込むこと。その結審に立ち会っていない者の名前を判決に書き込んで서는ならない。また、立ち会うことができない理由を、はっきりと判決に書かなければならない。

第24条 もし裁判官が、家長たる用務のためでも、病気のためでも、何かよんどころない用事のためでもなく、ただひたすら官署に出たくないとか片意地を張って出勤せず、幾日も幾日も官署を欠席した場合。その罪のゆえに、その裁判官に対して、君主の命ずる罰を科し、君主の裁判案件については遅滞なくあらゆる裁判を結審させるよう命ずること。これはいかなる官署においても、裁判官あるいは官署役人のせいで、無用な裁判の遅滞や滞在費の支出が生じないようにするためである。

第25条 日曜日に裁判を行ってはならない。またきわめて緊要な君主の用務のある場合は別として、〔日曜日に〕官署に出勤してはならず、いかなる事務をとってもならない。きわめて緊要な君主の用務のある場合は別として、官署に出勤してはならず、いかなる事務をとってもならないのは、以下の祝日である。すなわち、キリスト降誕祭、洗礼祭、その他の主の祭日、乾酪の週、大齋期の最初の週、受難週間、ならびに復活祭後の一週間。さらに、全ロシアのツアー

---

38 ここでも、第11条で注したように、裁判案件における「取り調べ」と「結審（判決）」の二つのプロセスでは裁判官の関与のしかたが異なっており、後者の場合は全員参加による結審（判決）が原則となっている。

りにして大公たるアレクセイ・ミハイロヴィチとその后にして大公妃たるマリア・イリイニチナとその皇子・皇女たちの誕生日にあたる日も同様である<sup>39</sup>。

第26条 日曜日の前日であるすべての土曜日には、正教徒たる者は日没の3時間前にあらゆる仕事や商売をやめて店舗を閉じなければならない<sup>40</sup>。日曜日には店舗を開かず、食料品と馬の飼料を除いて売り買いをしてはならない。食料品と馬の飼料である燕麦と干草は、曜日を問わず、いかなる時間に販売しても差し支えない。日曜日には何人といえども、いかなる作業を行なってはならない。主の祭日は日曜日と同様とする。十字架行列の行なわれる日においては、その行列が大聖堂に到着するまで市の店舗街で売買をしたり、店舗を開いたりしてはならない。売買を行なうのは行列の終わったあとである。

第27条 ある者が何らかの方法で他人を侮辱した場合には、名誉毀損として判決を下すこと<sup>41</sup>。

貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官が言葉によって総主教を侮辱した場合には、総主教に対する名誉毀損のため、取り調べにしたがって、当該の貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官を総主教のもとに送致して、その身柄を委ねること<sup>42</sup>。

第28条 貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官<sup>43</sup>が、言葉によって府主教、大主教、主教を侮辱した場合。府主教、大主教、主教に対する名誉毀損として、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官は、名誉毀損料を、府主教には400ルーブリ、大主教には300ルーブリ、主教には200ルーブリを支払うこと<sup>44</sup>。侮辱した者が支払うことができず、取り調べによって〔支払い不能が〕確かに

---

39 日曜祭日の裁判禁止規定の記述は、1551年の『百章』(Стоглав)の第94章に対応しており、これが本条の出典の一つと考えられる。

40 本条の内容は裁判と直接には関係しないが、日曜祭日に裁判を行わないことを規定した前条の続きとして、土曜と日曜における一般の仕事について述べられている。

41 本章の第27条～第99条は、一見すると、教会関係者に対する名誉毀損料(бесчестье)がだけがとりわけて詳細に規定されているように見えるが、これは、国家〔軍〕勤務者に対する名誉毀損料は基本的に金銭による俸給(給与基準額)(оклад)に相当していた(第10章83条参照)ことから、あらためて規定する必要がないことによる。コトシーヒンも著作の第7章41節で、名誉毀損(бесчестье)にかかわる裁判の賠償金について、その金額は「原告がツァーリから受け取っている俸給に応じた額」「加害者と被害者の身分や地位に応じて賠償額が定められている」と原則を述べている。

為政者の側から見れば、名誉毀損料は、国家における位階身分制度が乱されたときの、秩序回復のための賠償金であるので、その金額は、国家秩序における成員の重要度を反映している。それゆえ、視点を変えると、第10章27～99条の条項は、個々の教会関係者について、国家がどのように評価していたを端的に示すものと見ることもでき、その意味では興味深い。

42 総主教は教会ヒエラルヒーの頂点に位置し、評価される対象ではないことから(その点ではツァーリと類比される)、その名誉毀損料も金額で示されてはいない。総主教を侮辱した者はたんに教会裁判に付すことだけが定められている。

43 この三つの官職は貴族会議に参加するドゥーマ身分(думные чины)の高官たちを言っている。

44 コトシーヒンは著作の第7章8節で貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官の金銭による給与基準額を200ルーブリとしている。この額はそのままかれらが侮辱されたときの名誉毀損料になるが、これは教会ヒエラルヒーでは、「主教」と同等ということになる。

立証された場合には、その者を高位聖職者に対する名誉毀損ゆえに、高位聖職者のもとに送致して、身柄を委ねること。

第29条 貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官が、掌院、典院、その他の修道士身分の者を侮辱した場合。侮辱した者は、名誉毀損のため、裁判あるいは取り調べによって、君主の命令による名誉毀損料を支払うこと。

第30条 総主教、府主教、大主教、主教、掌院、典院、財産管理僧<sup>45</sup>、出納僧<sup>46</sup>やその他の修道士身分の者を、大膳職、小姓、モスクワ士族、大商人、書記官、在府士族、士族、地方都市小士族、外国人、家僕が、言葉によって侮辱し、裁判あるいは取り調べによってそのことが確かに立証された場合。そのような名誉毀損のゆえに、次のような判決を下すこと。すなわち、総主教への名誉毀損に対しては答刑、府主教への名誉毀損に対しては投獄、大主教・主教への名誉毀損に対しても投獄とする。

第31条 総主教、府主教、大主教、主教、掌院、典院、財産管理僧、出納僧やその他の修道士身分の者を、ゴスチ組合員、ラシャ組合員、都市民区の者、スロボダの担税民、銃兵、カザーク、砲兵、あるいは他のいかなる身分の者であれ、言葉によって侮辱し、裁判あるいは取り調べによってそのことが確かに立証された場合。その罪に対して、次のような判決を下すこと。すなわち、総主教への名誉毀損に対しては広場の鞭打ちと1ヶ月間の投獄。府主教への名誉毀損に対しては答刑と4日間の投獄。大主教、主教への名誉毀損に対しては答刑と3日間の投獄。

また、掌院、典院、長輔祭、聖三位一体セルギイ修道院やすべての修道院の財産管理僧、出納僧、長老修道士や一般の修道士〔への名誉毀損に〕に対しては、名誉毀損料を以下の〔条項の〕ように支払わせること。

第32条 生命の源たる聖三位一体セルギイ修道院<sup>47</sup>の掌院には100ルーブリ<sup>48</sup>、同修道院の財産管理僧には80ルーブリ、出納僧には70ルーブリ、長老修道士たちには各40ルーブリとする。

---

45 財産管理僧(келарь)とは修道士が住む僧坊(келья)の管理をはじめとして、修道院全体の経済面での管理運営に担当し、典院(修道院長)に継ぐ重要な役職だった。

46 出納僧(казначий)は修道院の財務(казна)の責任者でやはり重職だった。

47 聖三位一体セルギイ修道院(Троице-Сергиев монастырь)。14世紀の40年代に聖セルギイ・ラドネシスキイによって創建。1561年にイワン雷帝がセルギイ修道院に権威を与えて以降、モスクワ国家最上位の修道院として宗教・文化の一大センターだった。

48 モスクワ国家でもっとも権威があった三位一体セルギイ修道院の掌院の名誉毀損料100ルーブリは、勤務者のヒエラルヒーにおいては大膳職(стольник)の100ルーブリと同様である。

第33条 ヴラヂーミルのキリスト降誕修道院<sup>49</sup>の掌院には90ルーブリ、財産管理僧には70ルーブリ、出納僧には60ルーブリ、長老修道士たちには各20ルーブリとする。

第34条 チュードフ修道院<sup>50</sup>の掌院には80ルーブリ、財産管理僧には60ルーブリ、出納僧には50ルーブリ、長老修道士たちには各20ルーブリとする。

第35条 ノヴォスパスキ修道院<sup>51</sup>の掌院には70ルーブリ、財産管理僧には50ルーブリ、出納僧には40ルーブリ、長老修道士たちには各20ルーブリとする。

第36条 大ノヴゴロドのユーリエフ修道院<sup>52</sup>の掌院には70ルーブリ、財産管理僧には50ルーブリ、出納僧には40ルーブリ、長老修道士たちには各20ルーブリとする。

第37条 シーモノフ修道院<sup>53</sup>の掌院には60ルーブリ、財産管理僧には50ルーブリ、出納僧には40ルーブリ、長老修道士たちには各20ルーブリとする。

第38条 スヴィヤーシクの聖母修道院<sup>54</sup>の掌院には60ルーブリ、財産管理僧には40ルーブリ、出納僧には35ルーブリ、長老修道士たちには各15ルーブリとする。

第39条 アンドロニエフ修道院<sup>55</sup>の掌院には60ルーブリ、財産管理僧には40ルーブリ、出納僧には35ルーブリ、長老修道士たちには各15ルーブリとする。

第40条 カザンのプレオブラジェンスキ修道院<sup>56</sup>の掌院には60ルーブリ、財産管理僧には40ルーブリ、出納僧には30ルーブリ、長老修道士たちには各15ルーブリとする。

---

49 キリスト降誕修道院(Рожественский монастырь)は12世紀後半に創建。17世紀当時はアレクサンドル・ネフスキ公の聖骸が埋葬されていたことで知られていた。セルギイ修道院に最高位の地位を譲るまでは、モスクワ国家最高の修道院とされていた。

50 チュードフ修道院(Чудов монастырь)。モスクワのクレムリ内に1358-1365年に府主教アレクシイによって創建。1561年まではこの修道院長(игумен)はモスクワ国家の院長の中で最上位を占めていた。

51 ノヴォスパスキ修道院(Спасский монастырь, что на Новом)は13世紀末創建。1330年からクリムリ内の最古の修道院だった。1462年にモスクワ南東のモスクワ河畔に移り、15世紀末からは名門貴族一族の菩提寺の地位を占めていた。

52 ユーリエフ修道院(Юрьев монастырь)。1030年頃にヤロスラフ賢公によってノヴゴロドのイリメニ湖畔に創建されたと伝えられる。ルーシでもっとも由緒のある修道院のひとつ。

53 シーモノフ修道院(Симонов монастырь)。1379年にドミートリイ・ドンスコイ公の手でモスクワ南方のモスクワ河岸に創建。17世紀当時はモスクワでも最大の修道士を擁する大修道院だった。

54 スヴィヤーシクの聖母修道院(Свяжский Богородицкий монастырь)は1555年に最初の掌院ゲルマンによって創建。その後、17世紀にはカザン管区で最有力の修道院となった。

55 アンドロニエフ修道院(Ондринов монастырь)。アンドロニコフ(Андроников)修道院とも呼び、モスクワのヤウザ河畔に1360年ころ創建。

56 プレオブラジェンスキ修道院(Преображенский монастырь)は1556年にイワン雷帝と大主教ゲーリーイの命により、占領直後のカザンに創建。

第41条 コストロマのイパーチエフ修道院<sup>57</sup>の掌院には 60 ルーブリ、財産管理僧には 40 ルーブリ、出納僧には 30 ルーブリ、長老修道士たちには各 15 ルーブリとする。

第42条 ニージニイ・ノヴゴロドのペチェルスキー修道院<sup>58</sup>の掌院には 50 ルーブリ、財産管理僧には 35 ルーブリ、出納僧には 25 ルーブリ、長老修道士には各 15 ルーブリとする。

第43条 ノヴゴロドのフティニ修道院<sup>59</sup>の掌院には 50 ルーブリ、財産管理僧には 30 ルーブリ、出納僧には 25 ルーブリ、長老修道士たちには各 15 ルーブリとする。

第44条 ベロオーゼロのキリロフ修道院<sup>60</sup>の典院には 50 ルーブリ、同修道院の財産管理僧、出納僧、長老修道士たちには各 30 ルーブリとする。

第45条 ベレヤスラヴリのゴリツキ修道院<sup>61</sup>の掌院には 50 ルーブリ、財産管理僧には 30 ルーブリ、出納僧には 20 ルーブリ、長老修道士たちには各 15 ルーブリとする。

第46条 モジャイスクのルジェツキ修道院<sup>62</sup>の掌院には 45 ルーブリ、財産管理僧には 25 ルーブリ、出納僧には 15 ルーブリ、長老修道士たちには各 10 ルーブリとする。

第47条 ロストフのボゴヤヴレンスキー修道院<sup>63</sup>の掌院には 40 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 15 ルーブリ、長老修道士たちには各 10 ルーブリとする。

第48条 コストロマのボゴヤヴレンスキー修道院<sup>64</sup>の典院には 40 ルーブリ、財産管理僧には

---

57 イパーチエフ修道院(Ипатцкий монастырь)は1330年に改宗タタール貴族によってヴォルガ河畔に創建。1613年にロマノフ王朝最初のツァーリでアレクセイ帝の父にあたる、ミハイル・フォードロヴィチ帝がこの修道院で戴冠式を行ったことで知られていた。

58 ペチェルスキー修道院(Из Нижнего Печерский монастырь)は1219年頃、ユーリイ・ヴセヴォロドヴィチ大公によって創建され、14世紀にスーズダリの大主教ディオニーシイが移り住んで以来、権威ある修道院とされた。

59 フティニ修道院(Футынь Монастырь)はХутыньとも書く。ノヴゴロド郊外に位置し、12世紀末に修道士ヴァラアムの手によって創建されたと伝えられている。

60 ベロオーゼロのキリロフ修道院(Бела озера Кирилов монастырь)は1391年にモスクワのシーモノフ修道院出身の修道士キリルによって創建。15世紀～17世紀にはモスクワ国家の文化的拠点の一つとなった。

61 ゴリツキ修道院(Горицкий монастырь)現在のペレスラヴリ＝ザレスキイにある「聖母就寝修道院」(Успенский монастырь)のこと。1392年にドミートリイ・ドンスコイ公の妃エフロシニヤによって創建。

62 ルジェツキ修道院(Лужецкий монастырь)はモジャイスク近郊にあり、1408年に聖セルギイの弟子、フェラポントの手により創建。

63 ボゴヤヴレンスキー修道院(Богоявленский монастырь)は、ロストフのネロ湖畔に、990年頃に聖アヴァラミイの手で建てられたとの伝承がある。

64 ボゴヤヴレンスキー修道院(Богоявленский монастырь)は15世紀にモスクワ大公ヴァシーリイ二世によって創建。

20 ルーブリ、出納僧には 15 ルーブリ、長老修道士たちには各 10 ルーブリとする。

第49条 古物市場にあるボゴヤヴレンスキ修道院<sup>65</sup>の典院には 40 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 15 ルーブリ、長老修道士たちには各 10 ルーブリとする。

第50条 ヴァルヴァラ十字路のズナメンスキ修道院<sup>66</sup>の典院には 35 ルーブリ、同修道院の財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリ、長老修道士たちには各 5 ルーブリとする。

第51条 ヤロスラヴリの救世主修道院<sup>67</sup>の掌院には 30 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第52条 ポロフスクのパフヌーチ修道院<sup>68</sup>の典院には 30 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第53条 ヴォロコラムスクのイオシフ修道院<sup>69</sup>の典院には 50 ルーブリ、同修道院の財産管理僧には 30 ルーブリ、出納僧には 20 ルーブリとする。

第54条 スーズダリの救世主修道院<sup>70</sup>の掌院には 30 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第55条 大ノヴゴロドのアントーニエフ修道院<sup>71</sup>の典院には 30 ルーブリ、財産管理僧には 20

---

65 古物市場あるボゴヤヴレンスキ修道院(Богоявленский монастырь из-за Ветюшного ряда)とは、モスクワのキタイ・ゴロドの市場区の中にあつた修道院。創建は 1296 年と古く、クレムリに近いことから格式の高い修道院とされていた。

66 ヴァルヴァラ十字路のズナメンスキ修道院(Знаменский, что на Варварском кресце)とは、モスクワのキタイ・ゴロド内でヴァルヴァラ通りの丘のふもとにある修道院。もとは、ロマノフ家の屋敷があつたが、1613 年にミハイル帝がツァーリに選出されて以降、かれの命により修道院となつた。

67 救世主修道院(Спасский монастырь)はヤロスラヴリにある「主の変容修道院」(Спасо-Преображенский)のこと。12 世紀末にはこの地の分領公によって建てられていたが、アレクセイ帝の時代に再興された。

68 パフヌーチ修道院(Пафнотьевский)はポロフスクにあるキリスト降誕修道院。1444 年に修道士パフヌーチによって創建された。17 世紀には大修道院だつた。

69 イオシフ修道院(Иосифов монастырь)は 15 世紀後半に修道士ヨシフによってヴォロク＝ラムスクに創建された。

70 救世主修道院(Спасский монастырь)はスーズダリの「主の変容修道院」のことで、1352 年にニージニイ・ノヴゴロド公ボリス・コンスタンチノヴィチの命により、修道士エフィーミイが創建。そこから、「救世主・エフィーミイ修道院」(Спасо-Евфимив монастырь)とも呼ばれている。

71 アントーニエフ修道院(Антоньевский монастырь)はノヴゴロドにある「聖母生誕修道院」。ローマから渡来したと伝えられる修道士聖アントニイによって 1106 年に創建された。ノヴゴロドではユーリエフ修道院につぐ第二の修道院。

ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第56条 プスコフのペチェルスキ修道院<sup>72</sup>の掌院には 30 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第57条 ソロヴェツキ修道院<sup>73</sup>の典院には 30 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第58条 ウンジャのジェルトヴォツキ修道院<sup>74</sup>の典院には 30 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第59条 リャザンの救世主修道院<sup>75</sup>の掌院には 25 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第60条 大ノヴゴロドのチフヴィン修道院<sup>76</sup>の典院には 25 ルーブリ、財産管理僧には 20 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

第61条 ヴォログダのカメンスキ修道院<sup>77</sup>の掌院には 20 ルーブリ、財産管理僧には 15 ルーブリ、出納僧には 10 ルーブリとする。

---

72 ペチェルスキ修道院(Печерский)はイズボルスクから 20 ヴェルスタほどの郊外に位置し、15世紀頃から修道士たちの洞窟での修行が始まり、1473年に修道士ヨナによって修道院として出発した。西方に向けての国家防衛の役割も果たした。

73 ソロヴェツキ修道院(Соловецкий монастырь)。白海に浮かぶソロフキ島に位置し、1429年にヴァーラム修道院の修道士聖サヴァーチイが聖ゲルマンとともにこの島に移り住んだのがきっかけで修道院が始まる。中央から離れていることから、北方の教会勢力の文化的・政治的中心であり、17世紀半ばから顕在化した教会改革の反対派の拠点ともなった。

74 ジェルトヴォツキ修道院(Желтоводский монастырь)はヴォルガ中流河岸でニージニイ・ノヴゴロド近くのウンジャ(マカーリエフ)にある「マカーリエフ三位一体修道院」のこと。1435年頃にジェルトヴォド及びウンジャ出身の修道士マカーリイが、大公ワシーリイ二世の庇護を得て創建。1624年にはウンジャから聖骸を移し、これがきっかけで巡礼地ともなった。

75 救世主修道院(Спасский)はリャザンの救世主変容修道院。創建年代は伝承では14世紀初めだが、史料にあらわれるのは15世紀中葉から。

76 チフヴィン修道院(Тихвинский)はノヴゴロド郊外にあるチフヴィンの聖母イコン修道院。イワン雷帝とノヴゴロド大主教ピーメンの命で1556年に創建。1613年に対スウェーデン軍の籠城戦を行い、修道院を守り抜いたのは有名。

77 カメンスキ修道院(Каменский)はヴォログダの郊外にあるスパソ・カメンニイ聖霊修道院のこと。16世紀末に修行地だったものが、1613年修道士ガラクチオンがリトアニア人襲来により殺害されて、埋葬されて後に、聖骸の上に「聖母のしるし」教会(Знаменская церковь)を建てたのが修道院としての始まり。

第62条 トヴェーリのオトロク修道院<sup>78</sup>の掌院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第63条 ヴォロコラムスクのヴォズミツキ修道院<sup>79</sup>の掌院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第64条 ベレヤスラヴリ・ザレスキイのダニレフスキ修道院<sup>80</sup>の掌院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第65条 ベロオーゼロのフェラポントフ修道院<sup>81</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第66条 ロストフのウスタヤ河畔のボリス・グレープ修道院<sup>82</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第67条 リャザンのソロチン修道院<sup>83</sup>の掌院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第68条 ヴォログダのプリルツキ修道院<sup>84</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

---

78 オトロク修道院(Отроч монастырь)トヴェーリの聖母就寝修道院。1265年にトヴェーリ公ヤロスラフの治世に、かれの従士(オトロク)だったグリゴリーによって創建。16世紀には府主教フィリップやマクシム・グレークの幽閉の場にもなった。

79 ヴォズミツキ修道院(Возмицкий монастырь)。ヴォロコラムスクから2キロほど離れたヴォスミツィ(Возмицы)にあった聖母生誕修道院。15世紀中頃からその存在が知られており、16世紀には掌院が管轄する修道院となる。1525年にモスクワのノヴォスパスキ修道院の掌院サヴァがマクシム・グレーク事件に連座して流刑に処された修道院である。1764年に修道院としては廃院。

80 ダニレフスキ修道院(Данилевский)はベレスラヴリ・ザレスキイから2キロほど離れた地にある三位一体ダニエロフ修道院のこと。1508年に修道士ダニールによって創建。1539年からは典院管区から掌院管区へ昇格。18世紀前半には修道院配下の農民は3千を数えたという。

81 フェラポントフ修道院(Ферапонтовский)はキリーロフ修道院から10キロほど離れた地にある聖母生誕修道院。1397年頃に修道士フェラポントにより創建。三位一体聖堂の内部にあるディオニシーの壁画で有名。

82 ボリス・グレープ修道院(Борисоглебский)はロストフから15露里離れたウスタヤ河岸の修道院。創建は1363年にさかのぼり、ラドネジの聖セルギイの祝福により二人の長老フォードルとパーヴェルが建てた。

83 ソロチン修道院(Солочинский)はりャザンから18露里はなれた、ソロチ川(Сологчи)がオカ川に合流する場所に位置し、創建は1390年。リャザン公オレーグ・イヴァノヴィチの手になると伝えられている。

84 プリルツキ修道院(Прилуцкий)はヴォログダ郊外にある、スパソ・プリルツキ修道院のこと。14世紀後半にプリルーキの修道士ドミートリイが、大公ドミートリイ・ドンスコイの援助を得て創建した。



第69条 アストラハンの聖三位一体修道院<sup>85</sup>の掌院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第70条 大ノヴゴロドのヴァジツキ修道院<sup>86</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第71条 同じく大ノヴゴロドの聖霊降臨修道院<sup>87</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第72条 ズヴェニゴロドのストロジェフスキ修道院<sup>88</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第73条 ヴォログダのパーヴェル修道院<sup>89</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第74条 同じくヴォログダのグルシツキ修道院<sup>90</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第75条 カーシンのコリヤージン修道院<sup>91</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

---

85 聖三位一体修道院(Троецкий)はアストラハン市内の修道院で、創建年は不明だが、16世紀末には存在していたとされる。

86 ヴァジツキ修道院(Вязицкий)はノヴゴロド中心部から12露里のヴァジシチェ(Вязище)に位置する奇跡成就者ニコラ修道院。1411年からこの地に修道士たちが修行のために移り住んだのが始まりで、大主教になったエフフィーミイ二世が拡張した。

87 聖霊降臨修道院(Духовский)はノヴゴロド郊外に位置し、創建は古く1162年のアルカージイ大主教の在位の時と伝えられている。1357年に大主教モイセイが修道院を再興した。17世紀半ばには男子修道院だったが、その後女子修道院となる。

88 ストロジェフスキ修道院(Сторожевский)はズヴェニゴロド(Звенигород)郊外のモスクワ川河岸に位置する。1377年にズヴェニゴロド公ユーリイ・ドミートリエヴィチの勧請によりセルゲイ・ラドネシスキの弟子修道士サヴァが創建。17世紀になってフョードル帝、とくにアレクセイ帝が修道院を礼拝所として保護した。

89 パーヴェル修道院(Павловский)はヴォログダ近くのグリャゾヴェツから15露里離れたオブノール河とヌルマ河合流地にある修道院で、通常、三位一体オブノールスキ修道院(Троицкий-Обнорский монастырь)と称される。1414年に修道僧パーヴェルによって建てられたことから創建者の名をとって呼ばれた。

90 グルシツキ修道院(Глушицкий)は現在のヴォログダ州のグルシツァ河畔に1420年に修道士ディオニシイが教会を建設したときから始まった。

91 コリヤージン修道院(Колязинский)はカーシン近くの地にイワン・カリヤギンから土地の供与を受けて1450年ころ修道士マカーリイが創建した。寄進者の名をとって土地の名もカリヤージン(Калязин)となった。

第76条 ヴォログダのコルニーイ修道院<sup>92</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第77条 ベレヤスラヴリ・ザレスキイのニキータ修道院<sup>93</sup>の典院には20ルーブリ、財産管理僧には15ルーブリ、出納僧には10ルーブリとする。

第78条 モジャイスクのコロツキイ修道院<sup>94</sup>の典院には15ルーブリ、財産管理僧には10ルーブリ、出納僧には8ルーブリとする。

第79条 ウグレシ修道院<sup>95</sup>の典院には15ルーブリ、財産管理僧には10ルーブリ、出納僧には7ルーブリとする。

第80条 アルバートの十字架拳榮修道院<sup>96</sup>の典院には15ルーブリ、財産管理僧には10ルーブリ、出納僧には7ルーブリとする。

第81条 『位階の書』<sup>97</sup>に記されていない修道院については、裁判ののちに、名誉毀損に対して、掌院には10ルーブリ、典院には8ルーブリ、財産管理僧と出納僧には各々6ルーブリとする。

---

92 コルニーイ修道院(Корнилевский)はコメリスキイ聖母進堂修道院(Комельский Введенский монастырь)として知られる。現在のヴォログダ州のヌルマ河岸に1497年にシモン府主教の祝福を得て修道士コルニーイが創建。

93 ニキータ修道院(Никитский)はペレスラヴリ=ザレスキイから3露里の郊外にあり、伝説では12世紀に柱頭行者ニキータによる創建とされる。1611年にリトアニアの侵攻にあったが、1648年にはアレクセイ帝の命により再興された。

94 コロツキイ修道院(Колоцкий)はモジャイスクから25露里のコロツキイ聖母就寝(Успенский)男子修道院。

95 ウグレシ修道院(Угрешский)はモスクワから15露里ほどはなれたモスクワ河左岸のウグレシにある古刹。聖ニコライのイコンの奇跡により、クリコヴォの戦いを前にした1381年にドミトリイ大公が創建。17世紀にフョードル帝が即位すると再興された。

96 十字架拳榮修道院(Здвиженский)はモスクワのペールイ・ゴロドにある修道院。

97 『位階の書』(лествица)とは、『教会権威の位階の書』(Лествица о соборных властех)のことで、1599年、総主教イオフの在位中に編まれ、ロシア正教会の高位聖職者、修道院の掌院・典院など指導者の位階序列を定めた書物。修道院のリストも格式による順番に並べられており、当時の修道院位階序列を知ることができる。コトシーヒンも著作の第11章6節で、『位階の書』に記載されている修道院とそれ以外の修道院の所有する農民戸の数をあげているが、前者が8万戸に対して、後者は3千戸にすぎない。

第81条の書き方から見て、上の第32条～82条に列挙されている修道院は、『位階の書』に記されていると推測できるが、実際にこの記述と序列は1635-1637年に総主教ヨアサフの在位に編集された『位階の書』の版とほぼ一致しており、これにもとづいて第32条～82条の条項が作成されたことは明らかである。ただし、若干の異同があり、『位階の書』にあるボルディンのドロゴブージ(Дорогобуж)修道院が『会議法典』では落ちており、また『会議法典』には、『位階の書』にない4つの修道院(ズナメンスキイ(第50条)、ノヴゴロドのチフヴィンスキイ修道院(第60条)、アストラハンの三位一体修道院(第69条)、アルバート通りの十字架拳榮修道院(第80条))が入っている。

第82条 すべての修道院の一般の修道士たちには、名誉毀損に対して5ルーブリ<sup>98</sup>とする。

第83条 府主教、大主教、主教、掌院、典院、財産管理僧、出納僧、一般の修道士たちいずれかの者が、貴族、宮廷官あるいはドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族、大商人、書記官、在府士族、士族、地方都市小士族、あるいはその他の身分の誰であれ、それらの人々を言葉で侮辱し、そのことが取り調べによって確かに立証された場合。取り調べにしたがって、侮辱した者は侮辱された者に対して名誉毀損料を支払い、その額は、〔侮辱された者が〕君主から金銭で受ける扶持の給与基準<sup>99</sup>に相当する。

また、大商人ならびにその他の身分の者<sup>100</sup>に対する〔名誉毀損料〕は、以下に記す条項にしたがって支払うこと。

第84条 掌院、典院、財産管理僧、出納僧、一般の修道僧が誰かを侮辱したにもかかわらず、名誉毀損料を支払うことができない場合。侮辱された原告との間で取引が成立するか、被告の訴えによって原告が家僕（ホローブ）として奉公する<sup>101</sup>までは、容赦なく名誉毀損料の取り立てを行う<sup>102</sup>こと。

第85条 誰かが大聖堂で扶持を受けている教会<sup>103</sup>の長司祭、長輔祭、司祭、輔祭を侮辱し、そのことが裁判あるいは取り調べによって確かに立証された場合。長司祭、長輔祭、司祭、輔祭に対して、その者が〔次の通り〕名誉毀損料を支払うこと。すなわち、聖母を祭った大聖堂<sup>104</sup>の長司祭には50ルーブリを、長輔祭には40ルーブリ、聖器物保管僧には30ルーブリ、司祭には25ルーブリ、輔祭には15ルーブリをそれぞれ徴収すること。君主の聴罪司祭たる受胎告知大聖堂<sup>105</sup>の長司祭には100ルーブリ、同じく受胎告知大聖堂の聖器物保管僧、司祭、

---

98 コトシーヒンによれば（第7章8節）、国家勤務者の最低の給与基準が6ルーブリとなっており、教会ヒエラルヒーの最低に位置する普通の修道士（старец）への名誉毀損料5ルーブリとほぼ匹敵していることがわかる。

99 この条項によって、『会議法典』で規定されている名誉毀損料は、特別な定めがない限り、侮辱された勤務者の金銭による給与基準額（оклад）と同額であったことがわかる。この原則については『1550年法典』第26条でも「いずれかの小士族が俸給を貨幣で得ている場合、かれが受け取る俸給額がかれへの名誉毀損料となる」と明記されている。

100 大商人（ゴスチ）をはじめとする階層の者には、給与基準額（оклад）がないことから、『会議法典』の以下の条項で別個に基準をもうけたものと考えられる。

101 名誉毀損料を支払う資力のない者は、ホローブとして債権者の家に奉公して働かされた。これについては『会議法典』第20章で詳細に規定されている。

102 「容赦なく名誉毀損料の取り立てを行う」（правити бесчестье нещадно）とは、名誉毀損料の支払いに同意するまで公開の場で笞で打ったり、財産を没収したりして強制的に支払わせることを意味している。

103 「大聖堂で扶持を受けている教会」（соборные и ружные церкви）とは国庫から金銭あるいは食料による扶持（пура）を給与されている教会で、都市部にあつて地位が高い「大聖堂」（соборы）の多くがそれに相当した。以下にはモスクワのクレムリ内にある2つの教会が「扶持受け大聖堂」としてあげられている。

104 聖母を祭った大聖堂（собор Пречистые Богородицы）はモスクワのクレムリ内にある聖母就寝（ウスペンスキイ）大聖堂のことで、皇族の結婚式、ツァーリ戴冠式など国家的な行事はこゝで行われた。

105 受胎告知大聖堂（Благовещенский собор）はクレムリ内にある教会で皇族のための教会の地位にあり、その首位を占める長司祭はツァーリの聴罪司祭をつとめていた。

輔祭には君主から受ける金銭による扶持に相当する額を徴収すること。

その他の〔モスクワの〕大聖堂<sup>106</sup>の長司祭、長輔祭、司祭には給与基準にあたる名誉毀損料を徴収するが、それは君主から受ける金銭による扶持に相当する。

第86条 年払いの貨幣扶持を受けていない〔モスクワの〕教区教会<sup>107</sup>の司祭ならびに輔祭に対する名誉毀損料として、モスクワの聖母大聖堂の司祭ならびに輔祭の半額を徴収する。

第87条 地方都市の大聖堂の長司祭、長輔祭、司祭、輔祭に対する名誉毀損料として、これらの貨幣による給与基準額相当を徴収する。

第88条 〔地方都市の〕扶持を受けていない教区教会の司祭ならびに輔祭に対する名誉毀損料として、地方都市の大聖堂の司祭、輔祭の扶持の半額を徴収する。

第89条 郡司祭<sup>108</sup>ならびに特定の教会に所属しない司祭<sup>109</sup>に対する名誉毀損料は5ルーブリである。

第90条 貴族、宮廷官ならびにドゥーマ会議官の間で争いが起こり、その中のある者が誰かを汚らわしい言葉で侮辱した場合<sup>110</sup>。裁判あるいは取り調べにしたがって、君主が命令する額の名誉毀損料を徴収すること。

第91条 貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官を侮辱した者が、大膳職、小姓、モスクワ士族、大商人、書記官、在府士族、士族、地方都市小士族、外国人、家僕〔の身分〕である場合。貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官はこれらの侮辱した者から、裁判あるいは取り調べにしたがって、名誉毀損料を徴収すること。これらの身分の者が、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官に対して名誉毀損料を支払えない場合には、その者を鞭打ちの刑に処すこと。

---

106 当時のモスクワのクレムリ内には、上記の二つの大聖堂の他に、救世主大聖堂(Собор Спаса на бору)、大天使ミハイル大聖堂(Архангельский собор)、ニコラ・グストウンスキ大聖堂(Собор Николы Густунского)などがあった。

107 教区教会(приходные церкви)とは、信徒たちが祝祭日の奉事や祈祷のために足を運び、その寄進によって運営されている普通の教会のこと。人口が多いモスクワにはそのような教区教会が数多くあった。

108 郡司祭(уездные попы)は郡部にある教会に勤める司祭のこと。

109 特定の教会に所属しない司祭(безместные попы)とは、自分の教区教会を持たず、遍歴しながら各地の教会に勤務する司祭のこと。

110 『会議法典』第3章1条で述べられている場合と同様に(連載(1)注68参照)、高官貴族間の門地制的な序列の争いごとが想定されている。第3章1条では「ツァーリ陛下の面前で」という条件があり、投獄という刑罰が課されていたが、ここでは「通常」の侮辱行為であるため名誉毀損料の支払いにとどまっている。なお、「汚らわしい言葉」とは、人前で口にすべきでないと言われた罵言のことで、一種の呪詛的な受け取られ方をされていた。第10章99, 105, 106条も参照。

第92条 貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官を言葉で侮辱した者が、ゴスチ組員、ラシャ組員、都市区民ならびにスロボダ住民、銃兵、カザーク、砲手、修道院の従僕<sup>111</sup>、いかなる身分の勤務人であれその家僕、あるいは貴族のホローブであって、裁判と取り調べによって<sup>112</sup>そのことが確かに立証された場合。貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官への侮辱に対して、侮辱した者を鞭打ちの刑に処し、さらに2週間のあいだ投獄すること。

第93条 どのような身分の者であれ、誰かが大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、在府士族、士族、地方都市小士族、外国人、家僕、書記官補、あるいはその他の、君主からの貨幣俸給でもって勤務登録されているいかなる身分の者を侮辱し、そのことが裁判あるいは取り調べによって確かに立証された場合。侮辱した者からはやはり名誉毀損料を徴収すること<sup>113</sup>。

第94条 誰かが、名誉あるストロガノフ家<sup>114</sup>の者、大商人、ゴスチ組員、ラシャ組員<sup>115</sup>、勤務スロボダ住民<sup>116</sup>、担税の都市区および担税のスロボダ住民<sup>117</sup>、地方都市のポサード民<sup>118</sup>、駅通御者、御料地の大村ならびに国有地郷の農民、貴族の家僕、知行地ならびに相続地の農民、

---

111 修道院の従僕(монастырские слуга)には、第10章96条に示されているような、小姓、従僕、養い子などが含まれていた。

112 これまでの条文では名誉毀損の案件は「裁判あるいは取り調べによって」(по суду или по сыску)定められる、つまり裁判は必ずしも必要ではなかったが、ここでは「裁判と取り調べによって」(по суду и по сыску)とあるように、名誉毀損料支払いではなく裁判によって刑罰を課することが示されている。もちろん、侮辱された者がドゥーマ身分の高官であることによる特別の規定である。

113 この場合、明記されていないが、侮辱された者の給与基準額(оклад)に相当する額が、名誉毀損料として徴収された。

114 名誉あるストロガノフ家の者(имянитые люди Строгановые)。ストロガノフ家は16～19世紀ロシアの商家・企業家の名門。16世紀頃から、ベルミ地方の製塩、塩・毛皮の交易によって財をなし、エルマークのシベリア征服を助け、ツァーリ政府に巨額の援助を行うなどによって、ウラル地方に広大な領地、要塞建設・私兵保有権、東方異民族との交易権などを得た。17世紀には名誉民の称号とツァーリの裁判にのみしたがうという裁判特権を与えられている。本条の特別扱いも、そのような特権的地位の反映である。

115 「大商人」「ゴスチ組員」「ラシャ組員」はモスクワに居住する商人グループ(階層)をあげている。本連載(1)の注22～24を参照。

116 勤務スロボダ住民(казенные люди)とは、モスクワの住民のグループで、モスクワ城下の都市区(сотня)やスロボダ(слобода)に居住して宮廷や政府機関のためのさまざまな御用をなして、国庫(казна)から報酬を受けていた奉公人、商人、職人などを指している。かれらは通常の担税を免除され、その居住区は役所別、職種別にわかれて城下の各所に点在していた。石工、絵師、造幣職人などのスロボダがあり、『会議法典』でも勤務大工や勤務鍛冶職人・鉄砲鍛冶などが言及されている。スロボダについては本連載(1)の注26も参照。

117 担税の都市区民および担税のスロボダ住民(люди черных сотен и слобод)とは、モスクワ城下の都市区やスロボダに居住しているが、「勤務スロボダ住民」と異なり、公課(тягло)の担税の義務を負っている都市商工民のグループ。肉屋、革職人、鍛冶屋などの職人が特定の居住区の集住していたことが現在に残るモスクワの地名から推測することができる。なお、17世紀には都市区(сотня)とスロボダ(слобода)の区別はほとんどなくなり、住民の社会的性格も異なることはなかった。

118 地方都市のポサード民(городовые посадские люди; посадские тяглые люди)とは、モスクワ以外の地方都市の城下に住み、公課(тягло)を課されている都市民を指す。本連載(1)の注27を参照。

あるいは流民<sup>119</sup>のいずれかを侮辱し、裁判あるいは取り調べによってそのことが確かに立証された場合、侮辱した者から名誉毀損料を徴収すること<sup>120</sup>。

すなわちその徴収額は、ストロガノフ家の者は一人あたり100ルーブリ。大商人は50ルーブリ。ゴスチ組合員の上位者<sup>121</sup>は25ルーブリ、中位者は15ルーブリ、下位者は10ルーブリ。ラシャ組合員の上位者は15ルーブリ、中位者は10ルーブリ、下位者は5ルーブリ。勤務スロボダ住民は5ルーブリ。担税都市区民、担税スロボダ住民、〔地方都市の〕ポサードのチャグロ担税民の上位者は7ルーブリ、同じく中位者は6ルーブリ、同じく下位者は5ルーブリ。駅通御者はやはり5ルーブリ。御料地の大村ならびに国有地の郷の君主の農民は1ルーブリである。

誰かが君主の農民を殴打し、それがもとで農民を不具にしたり、目をくり抜くなり手足を折るなどの何らかの傷害を与えた場合。その損傷と名誉毀損に対し君主の農民は一人あたり10ルーブリを徴収する。君主の農民が傷つけられたが、不具とはならなかった場合は、君主の農民は〔こうむった〕殴打と名誉毀損に対して2ルーブリ<sup>122</sup>、貴族に仕える勤務人に対しては5ルーブリを徴収する。しかし耕作雇い<sup>123</sup>や、修道院、知行地、相続地の農民と作男の名誉毀損と身体毀傷料は、君主の御料地の大村の農民と同額である。流民は1ルーブリである。

第95条 誰であれその者が、総主教、府主教、大主教、主教付きの書記官、小士族、その他の身分の従僕たちを侮辱した場合は、賠償請求を行うが、その額は以下のとおりである<sup>124</sup>。

総主教付きの書記官はその給与基準額分。総主教の第一級小士族は15ルーブリ、第二級小士族は10ルーブリ、第三級小士族は5ルーブリ。〔総主教付きの〕料理人は2ルーブリ、パ

119 流民(гулящие люди)とは、国家から見た非担税民のグループで、主人の死によって債務ホローブの身分から解放された者たちを指している。かれらはおもに雇われ仕事をしていたが、税の支払いを免れていた。このグループにはまた、農耕ではなく、さまざまな出稼ぎ仕事に就いていた農民、ポサード民、軍勤務者、さらには逃亡農民も合流していた。かれらは漂泊して暴動に参加することも多く、政府はその対策にやっきとなっていた。

120 以上の身分の者は勤務人ではなく、国家からの俸給は受けていないため、名誉毀損料を特別に定めたもの。名誉毀損料は俸給額と同額であることから、これらの額は仮想的な俸給額と見ることもでき、これらの身分の者たちの国家ヒエラルヒーにおける序列を知ることができる。

121 当時の都市民はその資産や経済状態を基準に、良民(лучшие люди)、中民(средние люди)、下民(младшие люди)の3つのカテゴリーに区分されていた。これによって、公課の負担も異なっていた。『会議法典』では、上(большая)・中(средняя)・下(меньшая)の位(статья)によって、幾つかの都市民階層の内部を3つに区分しているが、これは上の課税区分に対応していると考えられる。

122 『会議法典』第3章5条で、人を傷つけた場合には、名誉毀損料とそれと同額の身体毀傷料(увечьё)をあわせて、通常の2倍額を取り立てると定められているが、ここでも同じ考え方が適用されている。

123 耕作雇い(деловые люди)とは、耕作などの農業に従事すると同時に、領主の命令によってさまざまな種類の労働を担っていたホローブや農民のこと。

124 当時の総主教はクレムリ内に広大な政庁(патриарший двор)を構え、多数の大膳職、在府官、士族、小姓、書記官などの勤務人を擁して政務をとっていた。かれらは、国家勤務者として俸給を得ていたことから、給与基準額俸(оклад)に相当するかれらの名誉毀損料は当然記されていない。以下は、書記官(дьяк)についての注記を除き、従僕として総主教庁で働いている者たちに対する名誉毀損料の規定である。

ン焼き人は同じく 2 ルーブリ、厩番は同じく 2 ルーブリ。総主教付き聖歌役<sup>125</sup>については、第一隊の聖歌役が 7 ルーブリ、第二隊の聖歌役が 5 ルーブリ。〔総主教付きの〕大隊の聖歌役助手も同じく 5 ルーブリ、小隊の聖歌役助手は 3 ルーブリである。

また、府主教、大主教、主教付きについては、小士族は第一級小士族が 10 ルーブリ、第二級小士族が 7 ルーブリ、第三級小士族が 5 ルーブリ。聖歌役は 3 ルーブリ、聖歌役助手は 2 ルーブリ。料理人、パン焼き人、厩番は 1 ルーブリである。

第96条 誰であれある者が、厨夫<sup>126</sup>として働く修道院の従僕を侮辱した場合は賠償請求が行われる。聖三位一体セルギイ修道院の厨夫は 15 ルーブリ、ヴラヂーミルのキリスト降誕修道院、チュードフ修道院、ノヴォスパスキ修道院、大ノヴゴロドにあるユーリエフ修道院、シーモノフ修道院の厨夫はそれぞれ 10 ルーブリ、その他の修道院の厨夫は 5 ルーブリである。一般の従僕の場合、第一従僕が 4 ルーブリ、第二従僕が 3 ルーブリ、養い子<sup>127</sup>が 1 ルーブリである。

第97条 修道院に帰属している修道女の名誉毀損料は 5 ルーブリ、修道院に属さない修道女は 3 ルーブリである。

第98条 教会の堂守<sup>128</sup>は 3 ならびに 2 ルーブリ、寺男<sup>129</sup>は 2 ルーブリ、聖餅焼き女は 3 ルーブリである。

第99条 誰であれある者が、いかなる身分の者であれ誰かの妻、未婚の娘、勤務についていない息子を汚らわしい言葉でもって侮辱した場合。その妻、未婚の娘、勤務についていない息子は、裁判と取り調べにもとづいて名誉毀損料を請求すること。妻は夫の給与基準額の 2 倍を、未婚の娘は父親の給与基準額の 4 倍を、勤務についていない息子は父親の給与基準額の半額である<sup>130</sup>。

---

125 聖歌役 (певчий дяк) と聖歌役助手 (певчий подьяк) は、総主教庁の重要な仕事である皇室および国家の儀式・行事を行うために不可欠の要員だった。

126 厨夫 (стряпчий) は、宮廷の役職としては「小姓」と訳したが、ここで修道院の厨房を取り仕切る従僕を指している。大きな修道院では仕事も責任も重大であったことから、他の従僕にくらべて高く評価されていた。

127 養い子 (детеныш) とは、修道院で養育され、作男として雇用された家なしの子供のこと。多くは農耕、まれに手工業に従事していた。

128 堂守 (дьячок церковный) とは司祭・輔祭の奉事の執行、教会運営など助ける非聖職者の従僕のこと。

129 寺男 (пономарь) とは教会内で灯明や香炉の世話、鐘突きなどの雑役を行う従僕のこと。

130 この条項の内容については、『1550年法典』第26条に、勤務人の妻に対する名誉毀損料2倍の原則が定められている。また、コトシーヒンの著作の第7章41節では、娘・息子も含めまったく同様のことが述べられている。

第100条<sup>131</sup> 執達吏文書<sup>132</sup>には、訴訟の請求額が原告によってはっきりと書かれていなければならない。どのような執達吏文書の場合も、原告が訴訟の請求額を書き記していないときには、書記官はそのような執達吏文書に添え書き<sup>133</sup>をしてはならない。

第101条 被告は執達吏文書に応じて自分の出頭保証書を提出し<sup>134</sup>、裁判に出頭して、裁判で原告による訴状を聴き取ったが、〔被告自らは〕それに反論を行わなかった場合。訴状に訴訟の請求額が書き入れられているのであれば、この被告は裁判審理なしに敗訴となり、原告の訴訟請求額を被告から取り立てて、原告に引き渡すよう命ずること。

第102条 被告は裁判で原告の訴状を聴き取ったが、原告が自分の訴状に請求額を書き記していなかったため〔被告は〕反論を行わなかった場合。この被告は裁判審理なしに敗訴とはならず、原告に訴状の書き直しを命じて、訴状に請求額を書き入れさせること。

第103条 原告が誰かに対して何らかの案件について執達吏を差し向けて<sup>135</sup>、裁判でその件について訴訟を起こしたあとで、裁判の場を去ることなく、別の案件について別の訴状を提出して、同じ被告を訴えた場合。被告に対するこの別の案件での訴えは受理される。もし被告がこれに対して、原告は同じ案件で自分を訴えたが、裁判ではこれに反して別の案件として審理さ

---

131 第100条から104条までは、損害賠償請求などの民事の裁判を始める手続について述べられている。ここで規定されている訴訟請求額の記載漏れや執達吏文書と訴状の内容不一致などのケースは、実際には手続きの上で多くの問題を引き起こしたものである。

132 「執達吏文書」(приставная память)とは、原告が訴訟を起こす場合に最初に提出する訴状のことで、被告を管轄している官署に提出される。この訴状には、訴訟の対象、被告名、請求額などの要件が書かれなくてはならない。これを受理した官署の書記官は訴状に訴えの要件と請求額が書かれているかを確認し、受理すべき要件が満たされていれば、被告を裁判に出頭させるよう指示を添え書きして執達吏(пристав)に渡す。この文書は添え書きの日付けで別の裁判記録簿にも写される。被告を裁判に召喚する義務を負った執達吏は、この文書を持って被告の居住地に派遣され、被告が定められた期日に裁判に出頭することを保証する。そのため、この最初の訴状は執達吏文書の名がある。「執達吏文書」が被告を裁判に出頭させる手続に必要な文書であるのに対し、第104条から判るように、原告は裁判で裁判官に提出する訴状(исковая челобитная)という別の文書を提出しなくてはならなかった。裁判での陳述は原告が提出したこの訴状を被告に対して読み上げることから始まる。ただし、この執達吏文書による裁判への召喚は被告がモスクワに在住する場合に限られ、モスクワ以外の郡部に住んでいるときには召喚状(заявительная грамота)による召喚手続きがとられた(109条を参照)。

133 「添え書き」(подписывать)とは、書記官が自分の署名とともに、訴状(執達吏文書)の下に執達吏への指示を添え書きすることで、訴訟手続きの開始に承認を与えることを意味している。

134 「自分の出頭保証書を提出」するとは、指定された日に裁判に出頭することの保証書の提出のことであり、その手続については本章第137条にも規定されている。

135 「執達吏を差し向ける」(приставити)とは、原告が執達吏を通じて訴状(執達吏文書)を被告側に送ることによって、訴訟手続きが始まることを意味する。執達吏(пристав)については、すでに『会議法典』第7章で脱走兵連行(第9条)や食料徴発(第21条)の執行役人として言及されているが(連載(1)の注106を参照)、ここでは裁判の訴訟の提起の業務からはじまり、当事者の出頭保証、裁判の取り調べ、さらには判決の執行(訴訟請求額と裁判手数料の取り立て)など、裁判全般の実務を遂行する役を担う者の呼び名であり、現実には、第110条に示されている週番廷吏(недельщик)がその役割を担っていた。『会議法典』でも「執達吏」と「週番廷吏」の語は混ざって使われているが、執達吏文書を携えてそこに記された業務を遂行するときには「執達吏」が、それも含めてもろもろの裁判事務を担う下級廷吏としては「週番廷吏」が使われているとおよそのところ理解することができる。



れていると言って、記載の不一致<sup>136</sup>を指摘して訴え出た場合。被告の訴えは却下され、これを記載の不一致とはしない。

第104条 誰かがある問題で執達吏文書を差し向けて、その件で訴訟を起こしたが、その者〔原告〕が自分の訴状<sup>137</sup>には、執達吏文書に書いたものよりも請求額を多くあるいは少なく記し、〔それに対して〕被告は記載の不一致を指摘して原告を訴えた場合。そのような訴訟請求額の記載不一致ゆえに、原告はその訴訟において敗訴となる。

第105条 裁判官が原告ならびに被告に裁判への出頭を命じ、かれらが裁判官の前で相手を訴えたり反論を行ったりするときには、礼儀正しく、穏やかに、騒ぎたてずに行い、裁判官の前で不作法な言葉を使ったり、互いに罵りあったりしてはならない。

原告または被告が裁判官の前で罵りあい、一方が他方を汚らわしい言葉で侮辱した場合。裁判官の前で相手に対して言葉による侮辱を与えた者は、裁判官に対する侮辱のかどで1週間牢獄につなぐこと。また侮辱を与えた者からは〔君主の〕命令で定められた名誉毀損料を取り立て、相手に支払うよう命ずる。

また裁判官の前で無法にも相手を殴打した場合。怪我を負わせなかったとしても、殴った者は2倍の名誉毀損料を取り立てられる。

同じく裁判官の前で、何か武器や小刀を相手に振り上げた場合。怪我を負わせなかったならば罰として笞刑に処し、怪我を負わせたならば鞭打ちの刑に処す。

傷を負わせた相手がその傷がもとで死亡し、あるいは裁判の場で相手を殺した場合。殺人者を一切の情状酌量の余地なく死刑に処し、殺害された者の債務証文上の負債額<sup>138</sup>は、殺人者の財産および相続地から弁済させること。債務証文のない負債については、殺害された者の妻や子供が弁済を要求しても却下される。

そのような殺人者が裁判から逃亡し、抵抗して逮捕に応じないなら、かかる殺人者はどこにおいてであれ、逮捕され次第死刑に処すこと。

裁判官の前で相手に傷を負わせたり、殺したりした行動が、相手から自分を守ろうとしたためであった場合。すなわち、傷を負わせたり殺したりした相手が、裁判官の前で先に殴りはじめ、そのことを裁判官も証言した場合。そのような者を死刑に処してはならない。それは自分を守るための行動と認められるからである。

---

136 「記載の不一致」(росписка)とは、一つの裁判で原告の訴訟内容が提出された書類によって異なることを指す。次の第104条に見るように、この時代の裁判では、裁判で記載不一致が認められると、原告の敗訴となった。

137 「訴状」(исковая челобитная)は原告が裁判の裁判官に提出する文書で、基本的には執達吏文書と同内容でなくてはならず、両者の内容に不一致があれば原告の敗訴になった。

138 『会議法典』第3章3条では、君主の面前で同様のことが起こった場合の罰則が規定されている。

第106条 裁判その他の用件でどこかの官署を訪れた者が、裁判官を汚らわしい言葉で侮辱し、取り調べでそのことが確かに立証された場合。君主が定めた額の君主への罰金を取り立てるために、その者を笞刑あるいは鞭打ちの刑に処すこと。一方裁判官はこの者から名誉毀損料を取り立てること。

誰かが裁判官を何か〔の武器〕で殴打したり傷を負わせた場合には、片手切断の刑に処すこと。また裁判官は傷と名誉毀損に対して<sup>139</sup>、その者から2倍を取り立てること。

誰かが官署内あるいはどこか別の場所で裁判官を殺害した場合。その殺人者を死刑に処し、殺人者の財産から殺された者の債務証文上の負債額を弁済させること。

そのような者が、裁判官に傷を負わせたり殺害したりしたあとに、どこかに逃亡した場合。この者を捜索して、同じく死刑に処すこと。

第107条 裁判官が、自分は侮辱を受けたので名誉回復<sup>140</sup>を求める、と称してツァーリに虚偽の訴えを行い、取り調べによってそのこと〔訴えが虚偽であること〕が確かに立証された場合。取り調べにしたがって、裁判官には、名誉回復のためと称して裁判官に訴えられた者が受けるはずと同じ処罰を加えること。

第108条 原告と被告が裁判に出頭せずに、自分たちで解決をはかるので裁判を〔ある期日まで〕延期したいとの請願書を双方が署名して提出したが、実際には解決できなかった場合。双方が合意した〔延期された〕期日に、〔原告と被告を〕官署の裁判に出頭させること。もしその期日に双方のうちのどちらかが出頭しなければ、出頭しなかった者は期日を守らなかったことにより敗訴となる<sup>141</sup>。そのような請願書を提出したあとで、双方のうち一方だけが、〔延期された〕期日に官署へ赴いて自分の訴えを書き、もう一方がその期日に出頭しない場合には、双方が合意した請願書の期日を守らなかったことにより、出頭しなかった者が敗訴となる。ただし証拠書類がある場合はこの限りではない<sup>142</sup>。

原告あるいは被告が、みずから延期した裁判期日の前に病気になり、病気のためどうしても官署に出頭することができない場合。自分の代わりに相手を訴えたり反論したりする、信頼のおける代理人をその期日に〔裁判のため官署に〕送ること。もし自分に代わって相手を訴えたり反論したりする者を、双方が合意した期日に送ることができない場合には、それゆえにその者は敗訴となる。

しかし誰かが、本人は重篤な病気であり、また本人には家族や家僕がおらず、自分の代理人

---

139 傷と名誉毀損に対してというのは、第3章2、5条、第10章94条と同様に、相手に傷を負わせた場合には、通常の名誉毀損料の2倍額を取り立てるという考えにもとづいている。

140 名誉回復(управа)の訴えとは、『会議法典』3章1条にもあったように、高官たちが、門地争いの中で直接にツァーリに対して、名誉回復を請願するもの。

141 コトシーヒンは著作の第7章40節で同様の内容を述べているが、敗訴の理由としては「なぜならかれらは自分の都合で期日を決めていながら出頭しなかったからである」と指摘している。

142 この場合の「証拠書類」(крепости)とは、出頭できない理由を記した書類のこと。以下も同じ。

を送ることもできない旨の請願書を提出した場合。これを見分するために病人のもとに上級の書記官補<sup>143</sup>を派遣して確かめさせること。その結果、本人の病気が重篤で出頭することができず、代わりに送るべき代理人もいないことが確認された場合には、双方が合意した期日に出頭しないという理由で、裁判審理なしでその者を敗訴とはせず、病気から回復するまで猶予期間を与えること。

第109条<sup>144</sup> 被告が召喚状<sup>145</sup>に応じて定められた期日に出頭したが、原告はその当日にも、期日から1週間経っても出頭しない場合には、原告の訴えは無効になる。ただし証拠書類がある場合はこの限りではない。またこれ以降、原告は被告を同じ訴訟で訴えることはできない。ただし、証拠書類がある場合はこの限りではない。

原告が定められた期日あるいは期日の後に、息子や甥やその他の誰かを自分の代理として裁判に送り、本人は病気あるいはその他の理由で出頭できない場合。代理人として裁判に送られた者に、原告に代わって訴訟を行わせること。

原告が、自分は病気であり、裁判に送るべき代理人もいないとの請願をおこなった場合。原告が本当に病気であるかどうか見分して確認させること。見分の結果、原告が本当に病気であり、病気のためどうしても裁判には出頭できないこと、本人の代わりに送るべき者もいないことが確かめられた場合。被告は原告が回復するまでこの訴訟の期日延期を認め、裁判審理なしに原告の訴えが却下されることはない。原告の病気が長引いた場合には、被告にはこの裁判の延期を認め、原告が訴状を提出するまで〔被告は〕モスクワを離れることが許される。

第110条 執達吏を差し向けた者が1週間たっても訴訟を起こさない<sup>146</sup>ことから、被告が、訴

---

143 上級の書記官補 (добрый подьячий) とは書記官補の上位ランク者のこと。17世紀半ば以降の書記官補は、上級、中級、下級の3クラスに区分されていた。

144 裁判は、定められた期日に被告・原告がモスクワの管轄官署に出頭して、原告が提出した訴状 (исковая челобитная) を読み上げることから開始された。ここでは、そのような裁判開始のときに、原告が出頭できず裁判を始められないケースを挙げて、その対処について規定している。

145 ここでは、召喚状 (заявляная грамота) によって被告を裁判に出頭させる手続きを扱っている。第10章114～118条も参照。召喚状は原則としてモスクワに在住せず郡部に居住する被告を訴えたとき、官署から原告に与えられる。ただし召喚状は被告が居住する郡の総督の名で書かれ、原告と被告の名前、訴訟金額が記入されている。召喚状は原告の手に渡されると、原告は家僕にこれを持たせて被告の居住する郡の役所に派遣する。文書の引き渡しするとき、文書には誰が幾日に文書を総督に引き渡したかが記載される。すると総督は被告を探し出し、一定期日に裁判に被告が出廷することを保証する義務を負う。召喚状にはしばしば「君主の」形容詞が付されるように、私人が起点になる執達吏文書よりは公的な性格を帯びており、その交付と引き替えに手数料 (署名手数料・印章手数料) が徴収された。

146 訴訟を起こす (искати) とは、執達吏を差し向けた者 (原告) が、裁判に出頭して、訴状 (исковая челобитная) を提出する手続きを意味し、ここから裁判官による審理が始まった。

訟を起こさないことでその者を訴えた場合。被告の請願書と週番廷吏<sup>147</sup>の報告書が書きとめられ<sup>148</sup>、上記の1週間が経過したのちは、原告の訴えは却下される。それ以降は、この件で裁判は行われず、被告には〔無罪となったことの〕証書が交付される。

第111条 訴訟が起こされたとき、被告は自分の〔出頭〕保証書<sup>149</sup>を提出したにもかかわらず、その保証書が作成されてから1週間以内に出頭せず、またこの〔出頭しなかった〕ことに関する請願書を出すこともなかったとする。そこで、被告は時間稼ぎをして原告から逃れようという意図で出頭しないとして、原告が被告を訴えた場合。被告は、保証書〔の作成〕から1週間後に、原告の訴えにしたがって敗訴となる。これは誰であれ他人から遅延工作の被害を受けることがないようにするためである。ただし、保証書がない場合には、執達吏文書だけをもとに被告を裁くことはできない。いかなる日に被告を出頭させるための保証書が作成されようとも、その日付は保証書に明確に記載される。それは保証書によって、誰が何日に出頭するかを明らかにするためである。

第112条 裁判が始まってから、原告もしくは被告が、結審までモスクワを離れないという保証書を提出したにもかかわらず離れてしまい、この件で一方の当事者から請願書が出された場合。その者の不在に関して、保証人たち、あるいはかれの息子、家僕、屋敷番が尋問に応じて答え、自分の証言に対して署名をする。そしてその翌日、あるいは2日後、あるいは3日後に、不在で訴えられた原告または被告がモスクワに戻ってきた場合には、その原告または被告が不在を理由に敗訴とされることはない。保証人の証言から3日経ってもモスクワに戻らない場合には、不在ゆえに敗訴となる<sup>150</sup>。

第113条 裁判案件の審理が進められたところで、原告と被告が君主の勤務に就いたために、

---

147 週番廷吏(недельщик)とは、裁判にかかわる実務を担当する役人で、仕事の内容は、原告・被告へ裁判出頭の期日を知らせたり、当事者一方の要請により、出廷猶予期間を設定すべく裁判官のもとに派遣されたり、被告・証人を裁判に連行するなどの裁判進行の業務、取り調べ、証拠集め、尋問などの審理に関わる業務、結審後に訴訟請求額と裁判手数料を敗訴者から徴収するなどの判決執行の業務など広いものだった。かれらがそのような仕事に就いているときには、その働きから執達吏(пристав)という職名でも呼ばれており、本条では両者は同じものと見なされている(第10章103条の注を参照)。なお、コトシーヒンの著作第7章46節によれば、モスクワの諸官署でこのような要員として働いている者(週番廷吏だけでなく、通訳官、ラッパ手、当直廷吏、砲手なども含む)は総勢で500人ほどだったという。『会議法典』第10章264条などから判断して、執達吏をつとめる週番廷吏は士族・小士族のような下級身分の勤務者がその任に就いており、その職務は名誉あるものと考えられていた。

148 執達吏を派遣した官署や地方役所の書記官補によって一件書類に書き込まれると考えられる。

149 保証書(поручные записи)はモスクワ国家では裁判や税制その他に広く採用された制度で、選挙で選ばれた役人、担税民あるいは本条のように裁判の当事者になっている人物が、ツァーリに忠実で義務を誠実に果たすべき人物であることを、保証人(поручики)が個人ないしは集団で保証する証書である。ここでは、被告が出頭することを保証するという証書を指しており、提出するのは被告だが、保証するのはあくまで保証人である。

150 コトシーヒンも著作の第7章40節で裁判当事者が結審までにモスクワを離れた場合にはその者の敗訴となることを述べている。

定められた期日まで裁判が延期され、原告と被告はモスクワを離れた場合。原告や被告がいなくとも裁判は結審させ、定められた期日に原告と被告に対して判決を告げること。

原告または被告が定められた期日に出頭しなくとも、裁判案件について、期日に出頭しなかったことで敗訴となることはない。その者に対する判決は、その者の裁判上の保証人たちに告げられ、君主に納める裁判手数料と訴訟請求額の支払いは、保証書にしたがって<sup>151</sup>保証人たちに命じられる。

保証人たちがモスクワを離れた場合には、かれら全員の搜索のために執達吏が派遣され、かれらを捜し出してモスクワに連れてくるよう命じられる。かれらを捜してモスクワへ連れてくる間、そしてかれらがモスクワに戻ってくるその日まで、原告に対して、滞在費として1日あたり1グリヴナを支払わなければならない。すべての案件は、裁判と取り調べによって然るべく結審させること。どんな場合であれ、裁判の案件以外のことで、期日〔に出頭しなかったこと〕を理由に、誰かを敗訴としてはならない。

第114条 誰であれ訴訟を起こされたときには、〔被告は〕執達吏文書にもとづいて裁判に引き渡され、〔被告の〕保証書は官署におさめられ、その者〔被告〕はこの保証書によって定められた期日に出頭しなければならない。ところが、その者〔被告〕がその期日にモスクワにおらず、代わりに誰かを裁判に派遣することもなかったので、原告が、定められた裁判期日に被告が出頭しないと君主に訴えた場合。被告はこの件では敗訴とならないが、原告にはその者に対する君主の召喚状が渡され、原告はこの君主の召喚状によって、被告から署名手数料<sup>152</sup>と印章手数料<sup>153</sup>、ならびに〔原告の〕滞在費と〔廷吏の〕手間賃<sup>154</sup>として1ヶ月あたり3ルーブルを取り立てるよう命じられる。

---

151 保証書 (поручные записи) には前条のような裁判出頭保証書だけでなく、当事者が敗訴したが訴訟請求額や裁判手数料が支払えない場合に、保証人たちが支払いを肩代わりするという内容のものもあった。

152 署名手数料 (подписная пошлина) は、被告の不出頭にもない原告が請願して発行を受けた君主の召喚状 (государева зазывная грамота) の文書手数料にあたり、『会議法典』では同様の手数料である「印章手数料」(печатная пошлина) (次注参照) と併記されている。第10章127条でうかがえるように、請願が受理され文書が発行されるためには官署の書記官の署名が必要だったことから、同じく文書に付される印章の手数料と一体化して徴収されていたと推定することができる。署名手数料の額については『会議法典』に規定はなく、諸刊本・研究書のコメントリーにもこれについての説明は見あたらない。

なお、第10章114～118条が二つの文書手数料について触れているのは、召喚状の文書手数料はこれを請願した原告の負担になるが、本来は被告の裁判不出頭が原因なので、原告は自分が納めた手数料分を被告から取り立てることができるということ。

153 印章手数料 (печатная пошлина) も文書手数料だが、召喚状のような裁判文書だけでなく、嘆願書、官署就任の辞令、知行地・相続地の授与などさまざまな文書の発行に際して徴収され、重要な財源として国璽官署 (Печатный приказ) と宮内官署 (Приказ Большого Дворца) が管轄して国庫に納められた (コトシーヒン著作第7章4、33節参照)。『会議法典』第18章は印章手数料の種類と額が詳細に規定しており、18章44節によれば、召喚状の発行及び再発行に際しては1通あたり半ポルチナ、すなわち50デニガの印章手数料が徴収されることになっている。

154 「手間賃」の原語 волокита はこれまで裁判引き延ばしを意味する言葉として使われていたが、проести и волокита (「滞在費と手間賃」) のような句の中で用いられるときには、召喚状によって裁判所出頭の執行に來た週番廷吏 (執達吏) などに支払う一種の裁判費用を意味している。

第115条 もしもこの被告が君主の召喚状に応じて出頭せず、自らの代理に誰も派遣しなかったが、自らの〔出頭〕保証書を送付してきた場合。このことに基づいて審理なしに被告を有罪とせず、この者の出頭を求める君主の召喚状が再度発行され、この再度の召喚状をもって署名手数料と印章手数料が被告から取り立てられ、さらに原告は被告から、〔原告の〕滞在費と〔廷吏への〕手間賃として1ヶ月あたり3ルーブリを取り立てることができる。

また、被告が君主の再度の召喚状によっても出頭せず、代理人を送って反論もせず、保証書だけを送ってきた場合は、このことをもってその訴訟については被告は敗訴となる。なぜなら、かれは三度保証書を提出したが、審理に出頭しなかったからである。原告の訴訟請求額は被告と被告の保証人たちから取り立てて、原告に渡すこと。

第116条 もしも被告が君主の召喚状に応え、召喚状に定められた日時に反論のためにモスクワに出頭した場合、あるいは、その日時以前に出頭した場合。原告はその定められた日時に達していなくても裁判を開始し、両者の係争をしかるべき処理するよう請願することができる。審理は期日以前におこなわれ、係争はしかるべく裁かれる。

原告と被告とのあいだで裁判が進行しているあいだに、裁判案件に関する判決を待たずにどちらかがモスクワを離れた場合。そのことによって、結審以前にモスクワを離れた者は敗訴となる。原告がモスクワを離れた場合には、原告の訴えは斥けられ、裁判手数料、再審料、再調査手数料を〔原告の〕保証人から取り立てるよう命じられる。一方、被告が離れた場合には、原告の訴訟請求、君主のための裁判手数料、再審料、再調査手数料はこの裁判案件に関して保証を与えた〔被告の〕保証人から取り立てられる。

第117条 もしもある者が最初の君主の召喚状に応じて出頭せず、自らの代理人を派遣せず、自らの保証書を送付しただけの場合。原告には被告への召還状が再度あたえられ、原告はこの二通目の召喚状に要する署名手数料と印章手数料が被告から取り立てられ、さらに原告は〔自分の〕滞在費と〔廷吏への〕手間賃として1ヶ月あたり3ルーブリを被告から取り立てることができる。

再度の召喚状によっても被告がこれに応じて出頭せず、自らの代理人を派遣せず、保証書を送るのみだった場合。この者に対して三度目の召喚状が発せられる。また、この三度目の召喚状に要した署名手数料と印章手数料が被告から取り立てられ、さらに原告は〔自分の〕滞在費と〔廷吏への〕手間賃として1ヶ月あたり3ルーブリを被告から取り立てることができる。

もしも三度目の召喚状が送られたあとも被告が出頭せず、代理人も送らず、保証書だけが送られてきた場合。原告の訴えについてこの被告の敗訴が決定する。なぜなら、この者は三度の君主の文書に保証書をよこすだけで出頭しなかったからである。被告は原告の要求を受け入れ、被告と保証人側から原告のために〔請求額を〕取り立てるよう命ぜられる。

第118条 もしもそのとき、被告が君主への勤務ゆえに、三度目の召喚状を受け取ったのちも出頭できなかった場合、すなわち、その〔勤務上の〕派遣が君主への勤務のためであって自らの都合によるものではない場合。そのような被告は原告の訴えにおいて裁判審理なしに有罪とはされず、被告は勤務を終了したのち、君主の命令で定めた延期された期限に裁判に出頭するものとする。二通目の召喚状に要する署名手数料と印章手数料、また原告に支払うべき滞在費と〔廷吏への〕手間賃3ルーブリについては、被告が勤務を終えて出頭したときに審理なしに被告から取り立てること。

被告が勤務を終了したのちも裁判にあらわれず、代理人も送らず、そのことで原告が被告を訴えた場合。被告の搜索が命じられ、見つけ次第審理なしで原告の訴訟請求額を被告から取り立てることができる。

第119条 被告が、地方都市において、力ずくの抵抗をして保証書の提出を行わなかった場合。総督はこのことにかれらを訴えて、君主に報告書をしたためること。この総督の報告書にしたがって君主の文書が総督のもとに与えられ、不服従者に対して銃兵、要塞砲手、砲手など勤務地に向かっている多くの要員が急遽派遣され、不服従者を搜索して〔地方都市の〕城内に連行させるよう命じられる。そして、これら不服従者が搜索され、城内に連行されてくると、その搜索のために派遣された要員が、被告から自分たちの馬代<sup>155</sup>を徴収する。そして、保証書を取るためにかれらをモスクワに送致する。不服従者がモスクワの官署に連行されると、その不服従ゆえに処罰される。かれらは鞭打ちに処され、上記の通り原告のために滞在費と〔廷吏への〕手間賃が徴収され、かれらに対する裁判は訴状にしたがって始められる。

第120条 被告を呼び出す君主の召喚状が、ある者に対して三度発せられたが、被告は地方都市において抵抗し、三度にわたる君主の召喚状に対しても保証書を提出しなかったとする。そこで、総督は、三度の召喚状に対する不服従について、君主に宛てた報告書をしたためて〔官署に〕送付し、報告書には、不服従者を捕らえるために〔総督が管轄する〕地方都市から派遣された者と第三者の立会人の署名のある査察旅行文書<sup>156</sup>が添付されていたとする。そして取り調べによって、被告は君主の三度の召喚状をわざと無視して、保証書を提出しなかったことが明らかになった場合。そのような被告を捕らえるためにモスクワから執達吏が差し向けられ、被告を地方都市からモスクワへと連行するよう命じられ、モスクワにおいて被告は〔不服従ゆえに〕敗訴となる。原告の訴訟請求額と週番廷吏の馬代は裁判審理なしで被告から徴収される。

第121条 もしも原告と被告が審理の結審以前に和解に達した場合、このことに関して裁判案

155 馬代(езд)とは、足代(хоженое)(第10章144条参照)と同じく週番廷吏が徴収する出張費用だが、「郡」(уезд)、すなわち都市から離れた広い範囲に馬で行く(ездити)ような場合の出張費用を意味している。

156 査察旅行文書(доездная память)とは、裁判や軍勤務に召喚したが出頭しない者について、その所在を確認するための査察者に持たせる文書のこと。通常、査察は地方都市の総督が派遣した。

件に関する両者が署名を行った和解請願書<sup>157</sup>を提出すること。もしもある原告が被告と裁判案件に関して和解に達したが、案件に関する和解請願書が提出されず、君主への裁判手数料そのほかを支払わずにモスクワを離れ、そのことが官署の裁判官たちの知るところとなった場合。その場に居合わせた在モスクワの保証人から、かれらの代わりに君主の裁判手数料などを取り立てるよう命じられる。

第122条 もしも保証人もモスクワを離れていた場合には、かれらまたはその家僕、農民から君主の裁判手数料をかれらが居住する地方都市で取り立てることが命ぜられる。このような金銭の強制取り立てのために、モスクワから週番廷吏が派遣されるが、週番廷吏への馬代の支払いはその場に居合わせた本人、家僕、農民から取り立てるよう命じられる。

第123条 裁判に際して、原告と被告のために、原告と被告が裁判の結審までは命令なくしてはモスクワから離れないことを保証する滞留保証書<sup>158</sup>を取る。また、執達吏に対しては、そのような保証書を集めるように命じること。

そして裁判〔が始まった〕あとには、すぐに、そのような保証書を〔裁判〕記録に付すよう命じる。裁判〔が始まった〕あとに、〔この〕保証なしで原告と被告を解放するよう命じてはならない。執達吏は、書記官が保証書を記帳登録するために、それを〔裁判が始まってから〕三日目までに官署に持参すること。書記官はその保証書を記載して、裁判記録を担当する書記官補に与えること。

裁判が始まってから三日目経っても、執達吏が官署に保証書を持参しない場合。裁判記録を担当する書記官補は、執達吏が裁判が始まって三日経っても保証書を持参しない旨を書記官に申告すること。そして、その書記官補の申告にもとづいて、執達吏を処罰する、すなわち、容赦なく答刑に処すこと。答刑に処したのちに、原告と被告のための保証書をその日のうちに集めて、持参して裁判記録に加えるよう〔その執達吏に〕命じること。

処罰されたのち、その日のうちに、その執達吏が保証書を持参して裁判記録に加えることができなかった場合。他の執達吏に命じて、原告と被告のための保証書を集めさせること。処罰されてから三日以内に保証書を持参できなかった執達吏は裁判案件から外し、かれを官署で裁判案件にかかわらせてはならない。

執達吏は、原告あるいは被告のための保証書を持参して裁判記録に加えることができなかったが、書記官補はそのことを裁判官に通告することなく、〔結局〕原告と被告が自分のための〔滞留〕保証書を出さぬまま、モスクワを離れた場合。そのような裁判の原告と被告の代わりに、その裁判案件を担当した執達吏と書記官補から、君主への裁判手数料、再審料、再調査手

157 和解請願書 (мировые челобитные) とはいったん提訴したのちに裁判当事者が和解したときに、裁判の取りやめを申告する書類。書類はすべて「請願書」(челобитная)のかたちで提出された。

158 滞留保証書 (ставочная поручная запись) は保証書の一つで、出頭保証とちがいで、裁判のために出頭してモスクワに滞在しはじめたら、結審までモスクワを去らないことを保証人に保証させること。



数料を徴収すること。また執達吏と書記官補に対しては、かれらがこのような諸手数料を肩代わりさせられた相手〔原告と被告〕を捜索するために、地方都市へ派遣する執達吏と〔持参する〕君主の文書が与えられる。そして、その相手〔原告と被告〕を地方都市で取り調べて、モスクワに送還し保証書を出させるよう命じられる。

総督が、そのような者〔原告と被告〕を地方都市からモスクワへと送還し、あるいは執達吏が連行したときには、先の書記官補と執達吏から徴収した諸手数料相当額をそのような者から取り立てて、書記官補と執達吏に引き渡させること。

裁判が始まってから、被告だけが保証書を入れずモスクワを離れたが、原告はモスクワに残り、また裁判については原告が勝訴して被告が敗訴した場合。保証なしで被告をモスクワから去らせた書記官補と執達吏に対して、保証なしでモスクワを離れた被告を取り調べるよう命じる。すなわち、そのような被告を捜索するための執達吏と〔それが持参する〕君主の文書、捜査のための猶予期限が与えられる。一方、君主への裁判手数料、再審料、再調査手数料は、被告に代わって書記官補と執達吏からすみやかに徴収するよう命じられる。ただし、かれら〔書記官補と執達吏〕が被告を取り調べることができるようになったときには、かれらが肩代わりした裁判諸手数料を被告から取り立てるよう命じる。

書記官補と執達吏がそのような被告を取り調べることができず、被告は行方をくらましている場合。原告の訴訟請求額は、被告の代わりに、保証書なしでモスクワから被告を去らせた書記官補と執達吏から取り立て、遅滞なく原告に引き渡すよう命じる。

第124条<sup>159</sup> 裁判案件に際して、君主の国庫へ納める裁判手数料を次の者から徴収すること。すなわち、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方都市小士族、外国人、大商人、いかなる官位の勤務人であれそれに仕える家僕、書記官補、ゴスチ組合員、ラシヤ組合員、担税都市区民、スロボダ住民、ポサード住民、カダーシ区住民<sup>160</sup>、バラシ区住民<sup>161</sup>、庭師区住民<sup>162</sup>、カザーク、砲手、要塞砲手、駅通御者、あらゆる

---

159 第124条～129条には裁判手数料の徴収について、個々の場合を挙げて規定している。裁判手数料は、ツァーリの財政の大きな収入源の一つであり、ツァーリ皇室諸寮の役人のように、裁判手数料から給与金を受け取っている者もいた（コトシーヒン著作第6章4節参照）。そのため、それを確実に徴収する必要があった。

160 カダーシ区の住民(кадашевцы)。モスクワのザモスヴォレチエ地区にあるカダーシ(Кадаши)区のスロボダの住民で、宮廷御用達の亜麻布の生産、商業などに従事していた。コトシーヒンの著作第7章13節によると2千戸以上が「皇妃の衣装部屋」(царицына мастерская палата)という官署の管轄下にあった。これ以下、「銃兵をのぞくあらゆる軍勤務者」まで列挙されている住民・勤務者のグループは、モスクワの城下にそれぞれ職能別の居住区・スロボダを与えられ、管轄官署のもとに宮廷や国家機関に仕えている集団である。

161 バラシ区住民(бараши)とは、モスクワのポクロフスキイ門近くのバラシ区(Бараши)のスロボダの住民で、ツァーリ一行の外出や行幸のときに使う幕営の製作、設置を行う幕営職人(шагерники; шагерничие)たちが居住していた。

162 庭師区住民(садовники)。ここでは、モスクワのザモスヴォレチエ地区にある庭師区スロボダ(Садовническая слобода; Садовые)(モスクワ川にそって上流・中流・下流と3区画に分かれていた)に住む宮廷御用達の庭師(садовники)の職人集団を指している。

軍勤務者（ただし銃兵をのぞく<sup>163</sup>）、御料地の大村の住民、知行地と相続地の農民や作男である。その手数料の額は、〔訴訟請求額〕1ルーブリの案件につき1グリヴナ<sup>164</sup>である。また裁判からは、再審料を〔訴訟請求額〕100アルティンにつき4デニガずつ徴収し、再調査手数料を〔訴訟請求額〕100アルティンにつき4デニガずつ<sup>165</sup>徴収すること。

偽の債務証文を作成した者、偽の証書を作成した者、またその手数料について不法を働いた者からは〔上記の手数料の〕2倍を徴収すること。手数料を2倍徴収するのは、どのような不法に対してかについては、以下の条項に記されている<sup>166</sup>。

第125条 裁判案件からの手数料から、幕営職人<sup>167</sup>と家僕<sup>168</sup>に対して下賜されている〔手数料〕があれば、これまでの訓令にしたがって手数料を取ることができ、それを差し引いた残りの手数料が君主の国庫に納められる。

第126条 裁判案件に際して、銃兵がかかわる〔訴訟請求額が〕12ルーブリまでの訴訟においては、モスクワと地方都市の銃兵から、君主のための裁判手数料、再審料、再調査手数料を徴収しない<sup>169</sup>。

〔銃兵以外の〕第三者が銃兵に対して〔請求額が〕100ルーブリまでの訴訟を起こし、訴訟を起こした裁判で銃兵が敗訴した場合。〔請求額が〕100ルーブリまでの訴訟において、やはり手数料は〔負けた銃兵から〕徴収しない。

銃兵が第三者に対して、〔訴訟請求額〕12ルーブリ以上の訴訟を起こし、あるいは、第三者が銃兵に対して〔訴訟請求額〕100ルーブリ以上の訴訟を起こし、それらの訴訟で銃兵が敗訴した場合。その訴訟においては、上記の金額を超える額について1ルーブリあたり1グリヴナを裁判手数料として、100アルティンあたり4デニガを再審料として、同様に、〔100アルティンあたり〕4デニガを再調査手数料として〔敗訴した銃兵から〕徴収すること。

---

163 軍勤務者の中で圧倒的に数の多い銃兵(стрельцы)については第126条で別個の特権的規定が設けられている。

164 1グリヴナは10分の1ルーブリに相当するので、裁判を行うと訴訟請求額の10分の1の金額を裁判手数料として徴収されたことになる。

165 100アルティン(алтын)は600デニガに相当するので、4デニガはその0.67パーセントである。裁判手数料は訴訟請求額の10パーセントも徴収されたことと比べると、再審料と再調査手数料は微々たるものであったことがわかる。

166 債務証文(кабала)や証書(записи)の改竄以外に、裁判手数料を2倍取り立てるケースとしては、第10章208条(家畜による被害が裁判沙汰になった場合)、第210条(家畜を略取して返還できない場合)、第211条(人の土地に麦を蒔いて略取しようとした場合)などが『会議法典』で規定されている。

167 幕営職人(шатерничие)については先のバラシ区住民(бараши)の注を参照。本条でかれらが「家僕」(次注参照)とともに下級の廷吏としても働いていたことが推察できる。

168 この「家僕」(дворовые люди)とは、高官の屋敷住みの従僕のこと、いわゆるホローブにあたる、やはり裁判にあたって廷吏として働いていたと考えられる。『会議法典』の時代には裁判手数料は国庫に納められるのが原則だったが、『1550年法典』の第51条には「下級廷吏(подвойский)は敗訴者から再調査手数料を受け取る」とあり、16世紀には裁判手数料の一部が廷吏の給与にまわされていたことがわかる。本条は、それまでの慣習であれば、給与金として使うことを例外的に認めることを定めたもの。

169 前条に対する例外で、銃兵(стрельцы)に対する裁判手数料免除の特権が規定されている。

第三者が原告として〔銃兵に対して〕〔訴訟請求額〕100ループリまでの訴訟を起こし、その訴訟の裁判で〔第三者が〕敗訴した場合。あるいは、十字架接吻によって第三者から手数料を徴収することになった場合<sup>170</sup>。銃兵はその第三者と和解すべきである。

君主の命令によって、〔訴訟請求額〕100ループリまでの訴訟では〔銃兵である〕自分からは手数料を徴収されないという理由をもって、〔銃兵が〕裁判手数料、再審料、再調査手数料を相手から取り立てて着服した場合。それらの命令による手数料は、当の銃兵から取り立てること。なぜなら、その銃兵はそれらの手数料を第三者から不法に取り立てて着服したからである。

裁判手数料に関する〔以上の〕命令は、別居せずに同じ家屋敷に住んでいる<sup>171</sup>銃兵の子供、兄弟、甥たちについても、銃兵と同様に適用される。

第127条 裁判案件において、君主のための裁判手数料、再審料、再調査手数料を誰かから徴収するときには、君主の国庫に納める裁判手数料をまず完全にその者から取り立てること。その者の裁判手数料支払いを免除してはならない。また裁判手数料に関する請願状に誰も署名をしてはならない<sup>172</sup>。

第128条 君主のための裁判手数料を記帳し、また裁判案件を記録するために、すべての官署で、書記官の署名の付された記録簿が作られ、保管されねばならない。

書記官補は、裁判が結審したらただちに、何月何日に、誰が誰に対して、何を求めて訴えを起こしたのか、また、その案件から君主のための手数料がいくら徴収されるべきかわかるように、裁判案件をその記録簿に書き留めておかねばならない。

第129条 書記官補が裁判案件を記録簿に書き留めようとせず、その理由が、裁判案件から君主のための手数料がいくら徴収されるべきかわからないようにするためであり、その手数料を横領するためであった場合。そして、取り調べによってそのことが確かに立証されるか、誰かがおおやけに証拠を示してそのこと指摘した場合。その書記官補をその科ゆえに処罰すること。すなわち、官署において大勢の面前でかれを鞭打つよう命じること。またその裁判案件の手数料は、本来その手数料が徴収されるべき者から取り立てること。

再度、同じ書記官補の横領が明らかになった場合には、その者を市場において鞭打つこと。

---

170 裁判で十分な証拠が得られず十字架接吻の宣誓に持ち込まれた場合、被告である銃兵が十字架に接吻すれば、原告である第三者は敗訴となり、裁判手数料は敗訴した側が払うことになっていた。ここでは、そのようなことがあってはならないと規定している。

171 本条の特権が、銃兵という「職種」に限られるものではなく、免税特権など同様に、銃兵スロボダに居住する「住民」全体に対するものであることを規定している。

172 本条は、国庫の重要な収入源である裁判手数料の徴収を確実にするために、主に裁判官に向けて規定したもの。請願書への署名とは、請願内容を承認する旨の書記官の添え書きを意味している。

そして、その者を書記官補の職から更迭し、辺境諸都市<sup>173</sup>に追放して、そこの適当な勤務に就かせること。

第130条 総督、あるいは官署役人<sup>174</sup>、あるいは郡長<sup>175</sup>が、どのような案件についてであれ、地方都市において裁判を審理し、何らかの理由でその裁判案件を結審させず、結審させるためにその裁判案件をモスクワに移管したとする<sup>176</sup>。だが、その案件とともに原告および被告についての保証書は〔移管先のモスクワの官署に〕送付しないまま、原告または被告が単独でモスクワにやって来て、この裁判案件を結審させることについて君主に請願を行い、原告あるいは被告からのその請願によって、その裁判案件は〔モスクワで〕結審したとする。そのとき、この案件についての君主のための裁判手数料および原告の訴訟請求額を徴収せねばならないが、それらの手数料と請求額が取り立てられるべき人物がモスクワにはおらず、またその者の保証書は送付されていない場合。

案件を〔地方都市で〕審理したのちにモスクワに移管した〔地方都市の〕裁判官に対して、〔裁判は結審したが請求額と手数料を取り立てることができない〕旨を通告し、その裁判官に命じて、原告および被告についての保証書をモスクワに送付させること。

そして、その案件を審理した〔地方都市の〕裁判官が、君主の命令文書にしたがって、原告と被告についての保証書をモスクワに送付してきた場合には、原告あるいは被告がモスクワにやって来て自分の所在を届け出た日から、〔地方都市の〕裁判官がモスクワに保証書を送付した日まで、滞在費と〔廷吏への〕手間賃として、原告であれ被告であれ、この案件について勝訴した者が、1日につき1グリヴナずつ、その〔保証書を送付した〕裁判官から取り立てること。

第131条 その裁判官が、原告と被告についての保証書を送付せず、かれのところでは、裁判後この案件に関して原告と被告についての保証書が取られていないと回答するか、あるいは、この裁判案件に関してかれのところには原告と被告についての保証書は存在しないと回答した場合。訴訟請求額と裁判手数料と勝訴した者の滞在費は、君主の命令にしたがって、その裁判官から取り立てること。

---

173 辺境諸都市 (украинные города) はモスクワ国家がポーランド・リトアニア国、クリミアハン国と境を接する南西国境近くの要塞城市群のことで、おもにカザークたちが勤務していた。

174 総督 (воевода) と官署役人 (приказный человек) は地方の行政・司法を担当し、地方都市においては裁判官として審理にあたった。これについては、連載(1)の注62、63を参照。

175 地方都市の司法機能の一端は、総督や官署役人と並んで郡長 (губная староста) も担っており、裁判官として審理を行うこともあった。郡長は16世紀半ば以降につくられた郡 (губа) を単位に、地方的な刑事・司法の担当者として選挙で選ばれた長で、同じく住民から選ばれた郡宣誓役人 (губной целовальник) に補佐されて、郡全体の警察、裁判、法執行を担当していた (コトシーヒン著作第11章5節も参照)。

176 第10章2条で、官署に対して貴族会議 (Боярская дума) が上級審の役割を果たしていたように、地方官署が処理できない案件は、やはり上級審としてのモスクワの官署に移管されて審理された。本条はその際の手続きについて述べている。

第132条 被告が敗訴して、訴訟請求額〔を支払うよう〕判決を受けたあとで死亡したが、かれは生前に原告への支払いを行っていない場合。死亡した被告の代わりに、その死後にかれの家と財産を引き継いでいる妻およびその子どもたち、あるいは親族から、訴訟請求額を徴収するように命ずる。

第133条 いかなる身分であれ、知行地や相続地をもち、名声のある富裕な者が、誰かの殺害を高言し<sup>177</sup>、かれによって〔殺害を〕高言された者が、自らの殺害を高言した者を訴え、高額な罰金をともなう安全保証書<sup>178</sup>の発給を命ずるよう、君主に請願したとする。そして、殺害を高言した者に対して、5千ルーブリ、あるいは6千、7千ルーブルやそれ以上の罰金を安全保証書に書き込むことを、君主が命ずるよう請願していた場合。そのような安全保証書は発給されるべきである。

そのような保証書が発給され、罰金が記されたあとで、安全保証書が〔殺人者として〕想定していた者が、かれを訴えて請願した者を、自分の手で殺害した場合。あるいは、その者の教唆により誰か別の者が請願者を殺害した場合。殺害された者の妻、子どもたち、親族、一族に、その殺人者を訴える訴訟を起こさせ、裁判によって取り調べをおこなうこと。

そして、取り調べによって、安全保証書を受けていた者が、安全保証書が〔殺人者として〕想定していた、まさにその者自身の手で殺害されたこと、あるいはその者の教唆により誰か別の者がその殺人をおこなったことが確かに立証された場合。その殺人者自身も、その者の教唆によって殺人に関わった者も、いかなる情状酌量もなく、同じように死をもって処罰すること。さらに、その者の財産、知行地、相続地から、安全保証書に記された罰金を全額徴収し、その罰金の半分を君主の国庫に納め、残りの半分を、その殺人者を訴えて君主に請願におよんだところの、殺害された者の妻、子どもたち、親族に引き渡すこと。

罰金をともなう安全保証書が〔殺人者として〕想定していた者が、かれを訴えて請願していた者を傷つけたが、死には至らしめなかった場合。かれが傷つけた者〔の官職に〕応じた名誉毀損料を、取り調べによって定めた損害賠償を、安全保証書に記された罰金の全額を、すべてかれから徴収すること。そして、その罰金の半分を君主の国庫に納め、残りの半分を請願者に引き渡すこと。

もし殺害を企てた者が罰金〔を支払う〕ための財産を持っていない場合には、その罰金に相当するかれの持っている限りの財産と相続地を没収し、その没収されたものの半分を君主〔の国庫〕に納め、残りの半分を請願者に引き渡すこと。それでもまだ罰金の額に届かないときに

177 「高言する」(похвалягца) 行為は、個人的な呪詛から直接・間接の威嚇や脅迫まで範囲が広いが、本章第133～135条では直接相手の殺害を言う場合を扱っている。第202条も参照。

178 安全保証書(опасная грамота)とは、想定される危険(襲撃、殺害など)から身を守るため、危険が現実のものになった場合、加害者から高額な罰金を取り立てることを記した君主の文書。次にある5～7千ルーブリという罰金は、最高身分の貴族でさえ給与基準額が200ルーブリの時代にあって非常に高額であることから、一種の保険の意味を持っていた。

は、残額について取り立てを行い、罰金の支払い免除をしてはならない。すなわち、かれを容赦なく鞭で打って、強制取り立てにかけること。それは、かれから残額を取り立てるためというよりも、それを見て、他の者たちがそのような不法を行わないようにするためである。

自分が殺されるおそれがあるとして、罰金をともなう安全保証書を取った者自身が、〔反対に〕相手を殺そうとした場合。この命令はかれ自身に適用され、かれが請願で訴えた相手は然るべく取り扱われる。

第134条 罰金付きの安全保証書が出された後に、原告と被告の両者の家僕たちが、自分の主人の預かり知らぬ間に、どこか市場や、道または居酒屋で出くわし、血気にはやっつかれらの間で殺人が起こったり、あるいは誰かを傷つけたりした場合。被告と原告の両者はこの件で〔安全保証書にある〕罰金刑が適用されることはないが、かれらはこの喧嘩で訴訟を起し、自分の家僕の損害を裁判に訴えることができ、裁判によってしかるべき判決を下すこと。

第135条 知行地を持たない者、相続地を持たない者、または扶持取りの外国人、あるいは誰であれ〔財産を持たない者が〕、誰かを殺害するとその者の面前であれ、知らぬところであれ高言し、高言された者がその者に対して君主に請願して訴え、その者に対して裁判で取り調べが行われたとする<sup>179</sup>。そして、その取り調べにおいて〔証人となった〕人々が請願者に有利な証言をした場合。この取り調べにもとづいて、殺害を高言した者を3ヶ月間投獄すること。そして、その者が牢獄で所定の月数を過ごしたのちには、その者が高言した者のために、今後は同様の無法なことは行わないという内容の自署の証文をその者から取ること。

もし、これについて証文を提出したあとで、不法にもその者が高言した相手を殺害した場合。その者自身を死刑に処すこと。

もし誰かが殺害の高言について誰かを君主に請願して訴えたが、取り調べにおいてそれについて証言する者がいない場合。このような件で当事者に対して裁判を行い、裁判によってしかるべき判決を下すこと。

第136条 誰かが誰かから殴打され掠奪されたと提訴し、被告は殴打を否定しなかったが、掠奪については自分はしていないと述べた場合。原告に対しては、身体毀傷料と名誉毀損料として、〔原告の〕給与基準額の2倍を被告から取り立てるように命ずる。また君主が定める額の罰金<sup>180</sup>を被告に課すこと。掠奪については裁判審理にしたがってしかるべき判決をかれらに対して下すこと。

179 第133、134条と同じく「高言」による殺人のケースだが、当事者が安全保証書によって罰金を課すほどの財産を持たない場合を想定している。

180 罰金(пеня)は、これまでも第3章8条、第9章5条、第10章106条に規定されていたが、盗みなど比較的軽い犯罪の被告からは、判決が出たときに徴収し、君主の国庫に納められていた。第10章143条では、罰金は一人あたり2ルーブリと規定されており、このくらいが相場だったのかもしれない。

この被告が掠奪したことは否定しなかったが、殴打については自分はしていないと述べた場合。原告の訴状にしたがってその者から掠奪〔された物の賠償金〕を取り立てて、原告に引き渡すように命ずること。被告への罰金については、これを君主が定める。殴打については裁判でしかるべき判決を下すこと。

また、他の案件について、裁判において、同様の原告の訴状に対し被告が部分的にしか原告に対する罪を認めない場合。被告が罪を認めたものだけを被告に対して執行するように命じ、被告が罪を認めようとしぬ点については裁判でしかるべき判決を下すこと。

第137条 〔訴訟が起こされたときには〕書記官自身が署名した執達吏文書が発行されるが、書記官はこの文書に署名するとき、その文書に署名がなされたその日にこの文書を記録簿に登録しなければならない。記録簿に登録した後に、この〔執達吏〕文書を執達吏に与えること。執達吏はこの文書にもとづいて被告を捜索して、出頭保証書を出させ、遅滞なく裁判に出頭すべき期日を被告に対して定めること。その被告を執達吏が市中において見つけ出せない場合には、執達吏はこの被告を探しにその者の屋敷に行き、執達吏文書にもとづいてその者に裁判への出頭保証書を遅滞なくしかるべく出させること。

第138条 被告が執達吏から隠れようとして、屋敷内には不在であると〔執達吏が〕告げられた場合。執達吏は同僚を伴ってその者の屋敷の側で一日、二日、三日と監視すること。そして、被告自身またはその家僕や屋敷番が屋敷から出る時に、執達吏は被告自身、または家僕や屋敷番を捕まえて官署に連行し、それ〔連行したこと〕について裁判官に報告すること。一方裁判官は、それにもとづいて裁判への出頭保証書を出すよう〔連行された〕者に命じること。

第139条 執達吏が執達吏文書にもとづいて被告あるいはその家僕を屋敷の門口や路上で捕まえ、その者に裁判への出頭保証書を要求するか、あるいはその者を城内<sup>181</sup>に連行しようとしたが、被告あるいは家僕が抵抗して執達吏のもとから逃げ出した場合。執達吏はかれらが逃げたその場所で、周囲の人々にかれらの〔逃げた〕ことを伝え、周囲の人々の名前を書きとめ、その書類に自ら署名した上で、官署において裁判官にこれを提出しなければならない。裁判官はこれらの人々を尋問して捜査を行うように命じること。

周囲の人々が尋問で、自分たちはこの被告やその家僕が反抗して執達吏から逃げたのを見たこと証言した場合には、裁判官はその被告を捕えるために、上級の書記官補<sup>182</sup>と被告を探しに行った当の執達吏とをともに派遣すること。その際、裁判官は、被告の屋敷に着く前に、その

181 モスクワの官署の建物は、城内すなわちクレムリ（内城）やキタイゴロドに位置していた。

182 コトシーヒンの著作第7章34節によれば、地方都市で刑事事件を扱う官署（приказы）や郡役所（губные избы）には、都市や郡の住民から選ばれた書記官補、見張り番、週番廷吏が勤務していた。ここでは、事態が複雑化した場合は、第10章108条の規定と同様に、書記官補の中でも上級の者（подьячий от места доброго）が出動するということ。

土地の第三者を立会人として必要な数だけ連れて行くようかれら〔書記官補と執達吏〕に命ずる。そしてこれらの立会人とともに被告の屋敷に行き、屋敷において被告に対して執達吏文書を読み上げ、被告は不届きな行為をなし、執達吏のもとから逃げ出し、執達吏文書にもとづいて自分の〔出頭〕保証書を提出しなかった旨を申し渡す。申し渡したのちに、執達吏文書にもとづいて、裁判への出頭保証書を出すよう被告に命令すること。その保証書を取らずして被告を解放してはならない。

それにもかかわらず、被告が自分の保証書を提出せず、城内にも出頭しようとせず、また自分の代わりに誰かを派遣しようともせず、執達吏に抵抗して、執達吏のもとから逃げ出し、すなわちモスクワから〔自分の〕相続地や知行地に逃げ込んだ場合<sup>183</sup>。被告の屋敷にいるその家僕あるいは屋敷番を捕まえ、かれらに、自分の〔主人である〕貴族を期日まで官署に出頭させる旨の保証書を提出するよう命ずること。その際、かれらには、君主の命令にもとづいた距離に応じた出頭期限<sup>184</sup>を示すこと。かれら〔家僕や屋敷番たち〕が自分たちの責任で保証を行ったときには、期限までに〔出頭させることを〕確かに保証するようかれらに命ずること。そして、かれらのゆえに、かれらの〔主人である〕貴族が官署に出頭したときには、〔原告が出した〕訴状にしたがってその貴族に対して裁判が行われる。そして、その貴族が、君主の命令に従わずに、保証書を提出せず、また執達吏から力づくで逃げ出した場合は、モスクワから逃走したことをもって、その貴族を処罰する。すなわち、かれを1週間の間牢獄に投じること。さらに、〔原告の〕滞在費と〔廷吏への〕手間賃を1日につき1グリブナ、かれから取り立てるよう原告に命じる。〔その際の日数は〕執達吏文書が書かれて1週間後からその者がモスクワに出頭した日までである。

第140条 〔貴族が逃げ出してから〕貴族の屋敷から官署に連行された家僕たち保証書が提出されないときには、その家僕たちを、貴族自身が出頭する時まで官署に拘留すること。

貴族が、この件を引き延ばすことで原告があきらめることを望み、長期間〔裁判に〕出頭しないので、原告が、かれの知行地あるいは相続地に執達吏を派遣するように請願した場合。請願にもとづいてかれの知行地あるいは相続地に執達吏が派遣され、裁判を受けさせるべくモスクワにかれを連行し、同時に保証も行わせるよう命じられる。執達吏がかれをモスクワに連行した際には、不服従ゆえにかれに対して君主が定める処罰がなされる。また貴族に対する裁判が起こされ、裁判によってしかるべき判決がかれに下される。さらに、原告は、〔自分の〕滞在費と〔廷吏への〕手間賃としてかれから1日に付き1グリブナを、審理なしで取り立てる。〔その際の日数は〕執達吏文書が書かれて1週間後から、かれをモスクワに連行したその日までとする。そして命令にもとづいて週番廷吏への馬代をかれから取り立てるよう命ずる。

183 この部分から、本条及び関連の条文（第10章137～141条）が想定している被告人は、モスクワの屋敷に住み、地方の郡に相続地あるいは知行地を持っている領主（「貴族」）であることがわかる。

184 距離に応じた出頭期限（поверстной срок）。地方の居住地からモスクワまでの距離に応じて、命令されてからモスクワの官署の裁判官のもとに出頭するまでの期限があらかじめ定められていた。



第141条 この被告〔である貴族〕が、執達吏から逃げ出して〔地方の〕村に隠れたり、力づくの抵抗をした場合。執達吏はかれの代わりに、かれの家僕あるいは農民を連行して保証させること。

被告のもとに家僕や農民がおらず、かれ〔執達吏〕が連行する者が誰もいない場合には、執達吏はこれについて、自分の署名のはいった査察旅行文書を官署に提出すること。裁判官は、この査察旅行文書にもとづいて、この不服従者に対して、再度、別の執達吏を派遣するが、その際に不服従者の居住する地方都市の総督のもとへ、総督が、この不服従者に対し、執達吏に必要な人数だけの銃兵、砲手、城塞砲手を差し向けて、執達吏がかれらとともにこの不服従者を捕らえられるよう、君主の文書を送付する。

執達吏がこの不服従者を捕らえ、モスクワに連行した場合には、この不服従者は不服従ゆえに処罰、すなわち笞刑に処される。さらに、原告のためには滞在費と〔廷吏への〕手間賃を、週番廷吏のためには馬代を裁判審理なしでかれから取り立て、それを原告に引き渡すこと。またこの者は訴え通りに裁判にかけられ、裁判によってしかるべき判決が下される。

このような不服従者が、同じように、三度にわたって執達吏のもとから隠れたり、あるいは執達吏に抵抗し、その後にかれが探し出された場合。命令にしたがって、かれからは、原告のためには裁判手数料と滞在費と〔廷吏への〕手間賃を、執達吏のためには馬代を、裁判審理なしで取り立てられ、原告に引き渡される。さらにかれは笞刑に処せられ、1ヶ月の間投獄される。

第142条 被告人を訴えるために、訴訟人の訴状にもとづいて訓令書<sup>185</sup>を持った執達吏が、地方都市や郡に派遣されたとする。あるいは、執達吏文書にもとづいて裁判官が被告人をモスクワで取り調べることとし、〔モスクワでの〕裁判に出頭するよう〔被告に〕命じたとする<sup>186</sup>。あるいはどのような案件であれ、誰に対してであれ、どのような内容であれ執達吏あるいは小士族<sup>187</sup>が君主の文書を携えて派遣されたとする<sup>188</sup>。以上のようなときに、訓令書、執達吏文書、君主の文書を携えた執達吏あるいは小士族が、派遣された先の相手自身から、殴打された場合。

---

185 訓令書(наказная память; наказ)とは、モスクワの中央官署が具体的な指示内容を記して、総督など地方行政の担当者に向けて発する文書のこと。ここでは、裁判案件の処理について記して執達吏・週番廷吏に持たせた指示文書を指している。

186 このような場合、裁判官は「執達吏文書」を発することになっていた。

187 執達吏は、小士族身分の出身者であることが普通だったが、ここでは君主の特命を受けた名門の小士族を想定していることから、あえて「小士族」と特記していると考えられる。

188 本条では、訴えられた被告人を裁判に出頭させるため執達吏(週番廷吏)が派遣される場合を三つに分けて挙げている。第一は、被告が地方都市や郡にいる場合で、総督などの地方の行政官の力を借りる必要があることから、執達吏は「訓令書」を携える。第二は、被告がモスクワにいる場合で、裁判官が発行した「執達吏文書」を持って(第10章137~141条)保証書を取り、被告を出頭させる。第三の場合は、先の二つに限らぬ様々な事例を想定している。「君主の文書」を持たせて派遣する例は、これまでの条文でも、召喚状の発行(第10章109,118条)、召喚に服従しない者への実力行使の命令(第10章119,123,141条)などがあり、さらには、『会議法典』第7章にあるような、君主のための軍勤務に就いているものへの命令なども該当すると考えられる。

あるいは、相手が配下の家僕あるいは農民などに命じて殴打させた場合。あるいは、かれ〔執達吏あるいは小士族〕の手もとにある、訓令書、執達吏文書、君主の文書を奪い取ったり、破り捨てた場合。そして、このことによって、相手は、この執達吏を派遣した官署の官吏の名誉を毀損し、取り調べによってそのことが確かに立証された場合。そのような君主の文書をないがしろにした不服従者は鞭打ちの刑に処せられ、3ヶ月間投獄される。さらに週番廷吏のためには、相手から〔週番廷吏の〕給与基準額の2倍にあたる名誉毀損料と身体毀傷料を取り立てるように命じる。

もし週番廷吏とともに立会人として第三者がおり、週番廷吏が派遣された当の相手〔被告人〕がその第三者を殴打し名誉を毀損した場合。執達吏<sup>189</sup>と第三者のためには、名誉毀損料と取り調べによる損害額の2倍を、相手から取り立てるよう命じる。

もし誰かが週番廷吏と立会人を殺害し、取り調べでこのことが確かに立証された場合。その殺人者自身は死刑に処せられる。その際、殺害された者の債務証文上の負債額は、かれ〔殺人者〕の知行地、相続地、また財産から徴収される。

執達吏や立会人が、かれが派遣された相手の家僕や農民から、名誉を毀損されたり殴打されたとする。そのとき当の相手〔被告人〕は不在だったが、執達吏と立会人はこれについて、家僕や農民を訴えるのではなく、当の相手を訴えたとする。ところが、当の相手は、自分はこれについて何も知らないと言明した場合。この件では、家僕や農民を裁判にかけること。

そして、この案件に関する裁判と取り調べによって、家僕と農民が、執達吏や立会人を殴打したことが確かに立証された場合。その科により、家僕と農民は処罰される、すなわち、鞭打ちの刑に処せられる。さらに、殴打された執達吏と立会人に支払うために、取り調べによる損害額の2倍を、家僕と農民から取り立てること。

第143条 執達吏あるいは立会人が、派遣された相手の家僕から、殴打されたり、名誉を毀損されたり、抵抗にあったなどと、虚偽の証言をしたとする。そして、取り調べによって、かれらが訴えた家僕は、誰も名誉を毀損していないことが確かに立証された場合。そのような虚偽の訴えの科で、執達吏と立会人を鞭打ちの刑に処すこと。さらに立会人からは、一人あたり2ルーブルを罰金として君主の国庫へと徴収すること。これは、それを見て、他の者が誰かを理由なく訴えたり、虚偽の証言を行わないようにするためである。

第144条 週番廷吏は〔モスクワ〕市内での〔出張の〕足代<sup>190</sup>として10デニガを徴収する

189 本条の文脈から見ても、執達吏(пристав)と週番廷吏(недельщик)は同じ者として考えられていることがわかる。

190 足代(хоженое)とは裁判に関わる週番廷吏(недельщик)が裁判の当事者から徴収する出張費用のこと。都市や村落内など歩いて(ходить)行ける場合の出張費用を意味している。

こと<sup>191</sup>。ただし〔原告と被告に〕共通の証人を取り調べるために、週番廷吏が派遣される場合には、かれの足代として原告から10デニガ、被告から同様に10デニガを徴収すること。これを超えては、週番廷吏が何らかの案件で足代を徴収してはならない。週番廷吏は保証人から賄賂や贈り物を受け取ってはならない。また原告と被告を何らえこひいきなく裁判にかけなければならない。

第145条 連隊勤務に就いている執達吏は、執達吏文書にしたがって、足代としてとして〔一回あたり〕2デニガを徴収すること。また執達吏が同様に勤務に就いており、誰かの請願に応じて郡に派遣される場合には、馬代<sup>192</sup>として請願者から5ヴェルスタあたり2デニガを徴収すること。

第146条 週番廷吏が、賄賂や友誼のゆえにえこひいきして、原告と被告をすみやかに裁判に出頭させなかったり、命令された以上の余分な足代を取ったとする。そして、このことについて誰かが請願してかれを訴え、取り調べによってそのことが確かに立証された場合。その週番廷吏をその科により処罰し、容赦なく答刑に処すこと。また、余分の足代をかれから取り立て、請願者に引き渡すこと。もしかれが二度、三度とそのような不法なことを行なった場合には、鞭打ちに処し、週番廷吏の職から追放すること。

第147条 すべての官署で、しっかりした保証書をもった週番廷吏を置かなければならない。そのような保証書を提出するように命じられるが、そこには、君主の任務に就いているときには週番廷吏としていかなる不法行為を企まず、何であれ請願者から不法な取り立てを行ったり損失を与えたりせず、拘留者<sup>193</sup>を官署や自分の屋敷から命令なしには解放せず、誰にも買い占めをさせないことが記されていること<sup>194</sup>。

第148条 週番廷吏は100ヴェルスタ毎に1ポルチナ<sup>195</sup>の馬代を徴収すること。それより距離が多かったり、少なかったりする場所では、同様の計算によってその距離に対して馬代を徴

---

191 条文からは、どちらから10デニガを徴収するか不明だが、第10章119、145、148条の内容を勘案すると、10デニガは最終的に裁判で敗訴した側から徴収したようである。なお、コトシーヒンは著作の第7章46節で、週番廷吏は「ツァーリから支給される給与のほかに、原告と被告から一人につき10デニガづつの足代」が支払われると述べており、どのようなケースで双方から徴収するかについては触れていない。

192 馬代(езд)については、第10章119条の注を参照。

193 拘留者(колодники)の語は足枷(колодки)からきており、被告人に保証人がないためこれを拘留したとき、被告人が逃げて家僕を代わりに拘留したとき(10章140条)などの場合は、足枷をはめて官署や自分の屋敷に留置し、週番廷吏が監視したことからこう呼ばれるようになった。

194 コトシーヒンも「都市ならびに郡の住民の中から選ばれる。そのものに誰か主人がある場合でも、宣誓と十字架接吻を行い、保証人を立てることで選任される」(第7章34節)として、週番廷吏の選出について言及している。

195 1ポルチナはルーブリの半分を意味し、100デニガに相当する。

収すること。

〔原告と被告に〕共通の証人<sup>196</sup>を取り調べるために、週番廷吏が派遣される場合には、週番廷吏は、原告から半分、被告から残り〔の半分〕の馬代を徴収する。誰がこの案件で罪があるか、裁判案件に判決が下されたときには、敗訴した者から取ったもう半分の馬代を勝訴した者に与えること。

週番廷吏が訓令書と執達吏文書を携えて出張し、自分自身や信頼できる補佐役が保証書を取るが、〔週番廷吏は〕自分の家僕に訓令書を持たせて派遣してはならない。

保証書を取るにあたって、かれ自身やその補佐役が通行税<sup>197</sup>を取ってはならない。

週番廷吏が居住する都市で、かれはその都市へ訓令書を携えて行ってはならず、自分の代わりに補佐役を派遣してはならない。

週番廷吏が自分の補佐役との関係を否認することがないよう、週番廷吏のもとにかれと結託している補佐役が何人いるか、書記官が記録簿に記入すること。

週番廷吏あるいはかれの補佐役が誰かに損害を与え、取り調べによってそれが確かに立証された場合、損害額を補佐役全員から徴収し、請願者へ引き渡すこと。また、この案件に関わった者を市場で鞭打ち、君主が定めるだけの期間牢獄に入れること。

また、補佐役なしで週番廷吏はその仕事をしてはならない<sup>198</sup>。

第149条 貴族、宮廷官、大膳職、モスクワ土族、あるいはかれらの家僕から不法な侵害<sup>199</sup>を受けたとして、誰かがその回復を求めて君主に請願を行ったが、そのとき訴えられた者が地方都市で総督の職に就いているような場合。〔被告が〕どのような身分であれ、そのような総督をすみやかにモスクワにおいて裁判にかけ、いかなる遅滞もなく審理しなければならない。

ただし、これは次の場合を除く。すなわち、アストラハン、シベリア、テレクの諸都市の総督<sup>200</sup>の場合、総督が君主の軍勤務のために連隊を率いていたり、大使・公使・急使の職に就いていたり、君主の緊急の用件でどこかに派遣されているときなどである。このような場合には、総督の代わりに、その兄弟、子供、甥、あるいはかれの後にモスクワに残っているかれの家僕、あるいはこの件で総督の信任を受けている友人が被告として裁判に出頭するよう命じられる。総督が軍勤務に就いているというだけでは、〔不出頭の〕言い訳にならない。なぜなら、それ

196 ロシア語の правда は証人（真実を知る者）あるいはその証人を喚問する手数料などの意味も持っていることから、ここでは共通の証人（общая правда）という意味となる。

197 通行税（поклонный）とは、領地を通過したり一時滞在した者が、支配公や領主などに払っていた一種の税金だが、17世紀には有名無実になっていた。

198 これは週番廷吏が他者の監視なしに横領を図ることを防ぐ条項と考えられている。

199 本条で使われている「不法な侵害」（обиды）とは他人の財産に対する侵害行為一般をあらわす言葉（第10章1条の注も参照）。ここでは総督に任命されて地方に赴任した貴族、宮廷官、大膳職、モスクワ土族の身分の者が、地方で裁判を担当して、判決後の執行の段階で、自身や配下の家僕が、訴訟請求額や裁判手数料を過剰に取り立てたり、裁判当事者の財産を強引に奪い取った場合を想定している。なお、地方裁判官の裁判中の収賄については、第10章6条で罰則が規定されている。

200 この三つの地域はいずれもモスクワ国家にとって辺境地域であり、それぞれに総督が赴任した都市（要塞都市）が存在した。

は連隊を率いた勤務<sup>201</sup>ではないからである。

このような裁判審理において、誰かが、アストラハン、シベリア、テレク〔の諸都市〕に勤務する総督や様々な官署役人と軍勤務者を訴えて、あるいは、辺境地方<sup>202</sup>や他の場所の連隊で君主の勤務に就いている総督や軍勤務者を訴えて、モスクワにおいて君主に請願を行った場合。このような総督や様々な官署役人と軍勤務者に対しては、そのような裁判案件については、その総督や軍勤務者が君主の勤務を終えたときに、請願者に裁判を行なわせること。

連隊において、軍勤務者のあいだで不法な侵害が与えられた場合。連隊の総督自身、あるいは連隊の総督が命じた裁判官が、この案件に関してかれらを裁き、かれらを審理し、判決を下すこと<sup>203</sup>。

誰かが、連隊内で不法な侵害の案件に関して、誰かを訴えて請願したが、君主の勤務より前に、かれらの知行地、相続地あるいは他のどこかでかれらのあいだにあったことであり、連隊内であったことではない場合。そのような案件に関して連隊内では誰も誰かを訴えることはできない。そのような案件では、かれらの君主の勤務が終わってから、定められた期間内にかれらを裁判にかけること。なぜならかれらのあいだで不法な侵害を与えることは、連隊内でなく君主の勤務以前にあったからである。

第150条 総督、書記官、どのような官署役人であれ、地方都市において君主の〔裁判〕案件を担当していながら、地方都市と郡のあらゆる身分の人々に不法な取り立てを行ったり損害を与え、それについて誰かがかれらを訴えて訴状を提出し、取り調べによってかれらが不法な取り立てを行ったり暴力的に奪ったことが確かに立証された場合<sup>204</sup>。取り調べにしたがって、不法な侵害を受けた者への賠償をそのような総督に課すこと。また、総督からは君主への罰金を徴収すること。その額は案件に応じて君主が定める。

---

201 「連隊を率いた勤務」とは、戦争などのために遠征をしている状態を指している。『会議法典』第7章で想定している軍勤務の事態がそれにあたる。

202 辺境地方(украина)は、第10章129条で流刑先として触れられている南西国境に点在する要塞諸城市を指している。

203 第7章6～12条で規定されていると同様の軍内裁判の規定で、連隊に勤務中の軍勤務者間の窃盗、喧嘩などの軽微な案件などは、総督あるいはかれが任命した者が裁判官となって判決を下した。

204 前条の冒頭で、地方における裁判官による過剰取り立てについて触れているところから、本条でその関係者の罰則についてあらためて規定したものと思われる。

## 主な参考文献

- Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.
- Российское законодательство X—XX веков: Акты земских соборов Т.3. М., 1983.
- Маньков А. Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России. Л., 1980.
- Соборное уложение царя Алексея Михайловича 1649 года. М., 1957. (Памятники русского права. Вып. 6).
- Черных П. Я. Язык Уложения 1649 года. М., 1953.
- Славянская энциклопедия: Киевская Русь-Московия в 2-х томах. М., 2001.
- Ключевский В. О. Сочинения в восьми томах: Специальные курсы Т. VI. М., 1956
- Ключевский В. О. Боярская дума Древней Руси. М., 1902.
- Richard Hellie (trans. and ed.), The Muscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation. California, 1988.
- 松木栄三 (編訳) 『ピョートル前夜のロシア — 亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』, 彩流社, 2003年。
- 栗生沢猛夫, 宮野裕 「イヴァン四世雷帝の『一五五〇年法典』 — 訳と訳注 (一) —」 『北海道大学文学研究科紀要』 116号, 2005年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 「『1649年会議法典』翻訳と注釈(1)」 『富山大学人文学部紀要』43号, 2005年。
- 中村喜和 「「百章」試訳」(1), (2), (3) 『一橋大学研究年報 人文科学研究』 29号(1991年), 30号(1993年), 31号(1994年)。

※ 本稿は月一回のペースで現在も開かれている研究会（「中近世ロシア研究会」）における、翻訳検討作業の結果がベースになっている。ただし、訳文の決定及び注釈の内容については最終的に本稿の著者が責任を負っている。研究会の参加者は次の通り。浅野明, 飯田ちひろ, 池本今日子, 井内敏夫, 今村栄一, 大山知児, 小野寺利行, 岸慎一郎, 草加千鶴, 草野佳矢子, 栗生澤猛夫, 田辺三千広, 兎内勇津流, 豊川浩一, 中沢敦夫, 中村喜和, 濱本真実, 坂内徳明, 松木栄三, 丸山由紀子, 三浦清美, 三浦良子, 宮野裕, 吉田俊則。「中近世ロシア研究会」の活動については、次のホームページを参照されたい。  
<http://members3.jcom.home.ne.jp/russland/index.html>

※ 本稿は、平成17年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）課題番号16320102「近世ロシアにおける法文典の史科学ならびに文献学的研究」（研究代表 松木栄三）による研究成果の一部である。